

令和8年6月定例会 経済委員会（付託）

令和8年6月24日（水）

〔委員会の概要 観光スポーツ文化部関係〕

出席委員

|      |    |    |
|------|----|----|
| 委員長  | 古野 | 司  |
| 副委員長 | 原  | 徹臣 |
| 委員   | 岡本 | 富治 |
| 委員   | 沢本 | 勝彦 |
| 委員   | 庄野 | 昌彦 |
| 委員   | 仁木 | 啓人 |
| 委員   | 寺井 | 正邇 |
| 委員   | 近藤 | 諭  |
| 委員   | 梶原 | 一哉 |

委員外議員

|    |    |   |
|----|----|---|
| 議員 | 扶川 | 敦 |
|----|----|---|

議会事務局

|        |    |    |
|--------|----|----|
| 議事課副課長 | 小泉 | 尚美 |
| 議事課係長  | 鷹取 | 加奈 |
| 議事課主任  | 広田 | 亮祐 |

説明者職氏名

〔観光スポーツ文化部〕

|                    |    |    |
|--------------------|----|----|
| 部長                 | 阿部 | 順次 |
| 交流拠点整備担当部長         | 伊澤 | 弘雄 |
| 観光地域づくり統括監兼副部長     | 出口 | 修  |
| 副部長                | 秋山 | 孝人 |
| 次長（連携担当）           | 大岡 | 士郎 |
| 観光スポーツ文化政策課長       | 森本 | 伸一 |
| 交流拠点戦略課長           | 松本 | 進一 |
| 交流拠点戦略課施設活用推進室長    | 小溝 | 良子 |
| 観光政策課長             | 原  | 裕二 |
| 観光政策課みなみ阿波観光振興担当課長 | 井内 | 泰  |
| 観光政策課にし阿波観光振興担当課長  | 中島 | 功志 |
| 観光政策課受入環境整備室長      | 尺長 | 賢  |
| 観光政策課にぎわい創出室長      | 大崎 | 理英 |
| スポーツ振興課長           | 加藤 | 泰  |
| スポーツ振興課スポーツ交流室長    | 松本 | 美和 |

|                          |       |
|--------------------------|-------|
| スポーツ振興課ワールドマスターズゲームズ推進室長 | 吉田 達彦 |
| 文化振興課長                   | 漆原 学  |
| 文化振興課文化資源活用室長            | 櫻木 大介 |

## 【報告事項】

- 韓国向けプロモーションについて（資料 1）
- パスポート取得支援キャンペーンについて（資料 2）
- 阿波おどり等の海外派遣について（資料 3）
- 「ワールドマスターズゲームズ2027関西」ゴルフ競技における会場の追加及び参加定員の拡大について（資料 4－1、資料 4－2）
- 株式会社コート・ベール徳島の経営状況について（資料 5）
- 徳島県宿泊施設投資促進事業補助金を活用したホテル誘致の取組について

古野司委員長

ただいまから経済委員会を開会いたします。（10時31分）

直ちに議事に入ります。

これより観光スポーツ文化部関係の審査を行います。

観光スポーツ文化部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることといたします。

阿部観光スポーツ文化部長

それでは、この際 6 点御報告させていただきます。

資料 1 を御覧ください。韓国向けプロモーションについてでございます。

まず、1、事業の概要につきましては、韓国をはじめとする重点市場におきまして、外国人宿泊者数の増加に向け、それぞれの国の市場に対応し、本県の認知度向上と誘客を図る戦略的プロモーションの一環として実施するものでございます。

次に、2、主なプロモーションでございます。

（1）SNS プロモーションとして、本県へ招へいいたしました韓国の学生等による SNS での情報発信体制を構築するとともに、（2）戦略的 FAM ツアーの実施といたしまして、メディアや旅行社向けの FAM ツアーを実施しております。

また、（3）「ソウル国際観光展」への出展では、本年 6 月、来場者が 4 万人を超える韓国最大級の観光展に出展し、本県独自の魅力を発信するとともに、現地の旅行会社等と商談を行ったところであり、本県の魅力発信やブース運営が評価され最優秀賞を受賞いたしました。

続きまして、3、韓国の大学との交流状況については御覧のとおりでございます。

次ページを御覧ください。これまでに 250 名の韓国大学生と延べ 416 名の県内大学生に交流会に参加していただきました。

参加された学生たちの声といたしまして、韓国の学生からは、韓国でまた会おうと約束する深いきずなが生まれた、アンバサダーとして韓国へ魅力を広めたいとの声があり、ま

た、徳島の学生からも、共通の話題で盛り上がり、かけがえのない友人ができた、互いの文化理解が深まり、今後は韓国で生の文化を体験したいといった声が寄せられており、双方にとって大変有意義な機会となっております。

また、こうしたプロモーションや大学との交流の 4、成果として、明知大学校から県内高校生のソウル文化体験プログラムへの招待や、秋にかけまして 3 件の韓国からの修学旅行など、インバウンドや双方向交流の面で成果が表れてきているところです。

最後に、5、今後の主な予定といたしましては、引き続き各種 F A M ツアーや大学との交流イベントを実施するほか、成果として御説明いたしましたとおり、秋にかけて韓国の中高生の修学旅行の受入れを予定しております。

今後も、多角的な交流とプロモーションを連動させ、更なる誘客拡大に努めてまいります。

資料 2 を御覧ください。パスポート取得支援キャンペーンについてでございます。

この度、本県からの要望の結果、来る 7 月 1 日からパスポート手数料が、3 の内容、注書きで令和 8 年 7 月 1 日以降の旅券手数料を記載させていただいておりますが、電子申請の場合、18 歳以上の方は 8,900 円、18 歳未満の方は 4,400 円へと引き下げられることになりました。

これを好機と捉えまして、徳島阿波おどり空港を発着する韓国国際定期便の認知度向上とアウトバウンドの促進を目的として、パスポート取得支援キャンペーンを実施いたします。

2、対象者につきましては、令和 8 年 7 月 1 日以降にパスポートの発行を受け、キャンペーン実施期間中に、徳島－韓国路線の国際定期便を往復で利用、かつ、帰国後 10 日以内に利用アンケートに回答いただいた方といたしまして、18 歳以上の方には 6,900 円分、18 歳未満の方には 4,400 円分の QUO カード Pay を進呈いたします。

今後も、韓国国際定期便の維持・拡大、アウトバウンドの促進、若い世代の皆様の海外経験の機会の創出等に向けた施策に取り組んでまいります。

資料 3 を御覧ください。阿波おどり等の海外派遣について御報告させていただきます。

まず、1、ジャパンビレッジ 2026 in PARIS（フランス・パリ派遣）でございます。

去る 6 月 10 日から 6 月 13 日にかけて一般社団法人阿波おどり振興協会、徳島県阿波踊り協会、並びに阿波人形浄瑠璃勝浦座から計 63 名を派遣いたしました。

イベントの来場者数につきましては、4 日間で約 1 万 2,000 人となっております。

主な内容でございますが、大相撲パリ公演と連携し、阿波おどりの共演ステージを実施したほか、フランスの現地連、洋響連とのステージ共演や技術指導、また、阿波おどりや阿波人形浄瑠璃の来場者参加型のワークショップを連日開催し、文化交流を図りました。

さらに、徳島県 P R ブースにおきまして、観光 P R やユズ・スダチ加工品、木工・藍染製品等の販売を通じ、本県の魅力を発信いたしました。

今回のフランス・パリ派遣におきましては、大相撲との連携により、国内の全国放送や現地の S N S などでも取り上げられ話題となるなど、本県の魅力発信につなげることができました。

次に、2、ニューヨーク阿波おどり指導者派遣でございます。

去る 5 月 7 日から 5 月 10 日にかけて、阿波おどりの指導者を 8 名派遣いたしました。

主な内容でございますが、本場の阿波おどりにより、地元連であるニューヨーク連に対する技術指導を実施したほか、5月9日に開催されたジャパンパレードへの出演や現地での交流を通じ、阿波おどりの魅力を発信いたしました。

資料4-1を御覧ください。「ワールドマスタースゲームズ2027関西ゴルフ」競技における会場の追加及び参加定員の拡大についてでございます。

令和9年5月に開催予定のワールドマスタースゲームズ2027関西のゴルフ競技につきましては、当初の参加定員900名を上回る申込みがあり、国外からの参加比率も約7割と非常に高いことから、旺盛な参加ニーズに応え、観光・宿泊等への経済波及効果につなげるため、四国カントリークラブ及びレオマ高原ゴルフ倶楽部の2会場を追加し、参加定員を360人増の1,260人まで拡大いたします。

また、去る6月19日には大会ホームページやSNSで、会場の追加や参加定員の拡大に加え、追加募集開始についての情報発信も行い、周知しているところでございます。

今後とも、全ての競技におきまして、参加者の獲得はもとより、交通・宿泊・観光などの受入体制の構築や、おもてなしの充実に向け開催準備を進めてまいります。

また、資料4-2といたしまして、本県の開催概要を紹介するチラシを添付させていただいております。併せて御覧いただき、本大会の成功に向け、引き続き、御理解と御協力をお願い申し上げます。

資料5を御覧ください。株式会社コート・バール徳島の経営状況についてでございます。

第三セクター方式で運営しております株式会社コート・バール徳島の令和7年度決算につきましては、今定例会の開会日に地方自治法第221条第3項の法人の経営状況を説明する書類として御配布させていただいておりますが、お手元の資料により、その概要について御報告させていただきます。

1の来場者数については、令和6年度と比較し4.2%増の46,937人、2の損益計算書、費用の部の5、当期純利益については1,172万2円の黒字となっております。

県といたしましては、今後とも議会に経営状況を御報告し、県民に開かれた経営に努めてまいります。

最後に、資料はございませんが、もう1点御報告申し上げます。

徳島県宿泊施設投資促進事業補助金を活用いたしました初の事業として、令和7年3月、有限会社白水園に対し、8,000万円の補助交付決定を行いました。

同社が徳島市仲之町でホテル建設を進めてきたところ、この度、建設工事が完了し、来る8月8日にコージーコンフォーツホテルを開業するとの連絡がありましたので、御報告いたします。

県といたしましては、県内の宿泊キャパシティの拡大と地域経済の活性化に向けまして、引き続き、当該補助金を活用したホテル誘致の取組を進めてまいります。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

古野司委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

#### 近藤諭委員

私からは、まず一般財団法人徳島県観光協会が実施しております韓国大学生の招へい事業について質問をさせていただきます。

この件については先日、地元新聞で報道され本会議の代表質問でも議員から質問があったところですが、改めて事業の内容について確認させていただきます。

この事業については、県からの補助事業として県観光協会が実施しているということですが、その事業の目的や概要について詳しく教えてください。

#### 原観光政策課長

ただいま近藤委員から、県観光協会によります韓国大学生の招へいに関しまして御質問を頂きました。

当事業につきましては、県の今年度事業でございます「Let's go Tokushima」海外プロモーション事業を活用しまして県の観光協会が実施しております。

「Let's go Tokushima」海外プロモーション事業につきましては、外国人宿泊者数の更なる増加を図ることを目的としまして、国際定期便が就航する韓国をはじめ香港、台湾などの重点市場におけます各市場に応じたプロモーション施策を展開することとしております。

具体的には、インフルエンサーやメディアを通じた本県の自然、文化、食などの情報発信、長期的なブランド資産の形成と新たな聖地化に向けたテレビ番組等のロケーション誘致、旅行博への出展や現地旅行代理店への個別セールス等の実施を予定しております。

今回、韓国向けとしまして、インフルエンサーの役割ができる日本に興味を持つ韓国大学生を招へいするとともに、つながりを深めることで継続的で活発な相互の人流が期待できる韓国大学生と県内大学生との交流会を実施したところでございます。

また、来県していただいた韓国の大学生には本県を代表する観光や文化を体験していただくとともに、徳島グローバルアンバサダーを委嘱しましてSNS等を通じ本県の魅力を発信していただいたところでございます。

参加した双方の学生からは、先ほど部長からも報告させていただきましたけれども、深いきずなが生まれたとか、かけがえのない友人ができましたとか、互いの文化への理解が深まったなどの声が届けられておりますし、さらに招へいした韓国明知大学校からはソウル体験プログラムへ県内高校生が招待されるなど、双方向での交流の成果が表れ始めているところでございます。

今後も韓国の大学生との交流が本県のインバウンド振興はもとより若者の国際意識の醸成、日韓首脳会談でも協議されました若者同士の双方向の交流につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

#### 近藤諭委員

観光誘客の事業としてはこれまでにはない取組であり、先ほどの説明で「Let's go Tokushima」海外プロモーション事業の目的は外国人宿泊者数の更なる増加を図るとのこ

とですが、一般的なインフルエンサーの招へいは即効性があるものの、今回の大学生の招へいは時間が掛かるが持続性があり、今後の拡散力による誘客も期待できると私は思っております。

また、招へいた大学は韓国の名門大学が多いということで、将来、韓国社会の中核を担う人材になるかもしれませんし、交流した県内の大学生にとってそうそうない機会であり、強い刺激を受けるなど非常に良い経験になったと思います。

徳島県にとっては、正に将来への投資であり、観光誘客はもちろんのこと、様々な効果が期待できる事業だと考えますので、積極的に進めていただくよう要望しておきます。

しかし、この件について最後に、本会議の議論の中でもありましたが、この事業については県民や議会に対して目的や計画を丁寧に説明すべきとの声もあります。この点について、担当課としてはどのように考えておりますか。

#### 原観光政策課長

ただいま近藤委員から、この件に関しまして本会議での議論があったことについて御質問を頂きました。

本会議におきましては、議員の方々から予算を審議する段階で事業計画について説明できる状態にすべき、また交流事業の目的が見えにくい、予算の使い方が分かりにくいとの御意見を頂いておるところでございます。

今回、報告事項として御説明させていただきましたように、今後とも議会や県民の皆様へに御理解いただけるよう、議会での各種説明の場や定例記者会見の場などで説明責任をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

#### 近藤論委員

予算を執行するに当たり、しっかりと説明し、県民、議会ともに理解できるように今後とも努めてください。

続きまして、アリーナについて何点か質問させていただきます。

徳島東工業高等学校跡地で検討しているアリーナについては、12月の基本計画策定に向け、取りまとめを進めていると伺っております。

さきの事前委員会でもアリーナの検討状況について報告を頂きましたが、改めて現在の状況について説明をお願いいたします。

#### 松本交流拠点戦略課長

ただいま近藤委員より、アリーナの現在の状況につきまして御質問を頂きました。

アリーナにつきましては、本年12月の基本計画策定を目指して有識者で構成される検討委員会により、これまで3回の会議を開催して専門的な視点から御意見を頂いております。

具体的には、例えば目的・機能につきましては、アリーナ施設だけではなく予定地全体でにぎわいを創出するアリーナパーク的なものとすべき、また規模につきましてはプロスポーツで求められる基準などから6,500席から7,500席、またコンサート会場としては5,000席から6,000席規模が妥当であるという御意見、そして整備手法につきましてもコストや収益を踏まえた新たな官民連携手法などを検討すべきだという御意見を頂いており

まして、さきの事前委員会で御報告させていただいたところでございます。

今後はこれらの内容を踏まえ、7月から8月にかけて関係団体や事業者などに対するサウンディング調査を実施したいと考えており、9月には進捗状況の御報告をさせていただく予定としております。

#### 近藤諭委員

関係団体や事業者に対してサウンディング調査を実施するとありましたが、具体的にどのようなものになるのか教えてください。

また、以前にもアリーナの関係で、関係団体や事業者にヒアリングを実施されたと聞いておりますが、今回の調査との違いについても説明をお願いします。

#### 松本交流拠点戦略課長

ただいま、サウンディング調査につきまして御質問を頂きました。

まず、前回の調査でございますが、委員御指摘のとおり、令和6年8月に県としまして目指すべきアリーナ像について調査させていただきましたが、その時にもアリーナ等運営事業者、プロスポーツチーム、県関連企業、団体などに対してヒアリングを実施いたしました。ただ、当時は具体的な検討の前段階でございましたので、大まかな概要について御意見を頂いたところでございます。

一方、今回につきましては、これまで3回の検討委員会において委員の皆様それぞれの立場から目的や機能、用途や規模、整備手法などについて幅広い観点で有益な御意見を頂いたところでございまして、本県のアリーナの実現に向けて基本計画を具体化していくため、これらの御意見を基に関係事業者、利用団体などから、正に投資、経営、利用目線などによる生の御意見を頂いて計画に反映していくことが非常に重要であると考えており、サウンディング調査を実施することとしているところでございます。

調査の対象となります具体的な事業者等については現在、検討中でございますが、例えば、ゼネコンやデベロッパーに対しましてはアリーナや予定地活用に対する事業参画の可能性や必要条件、また財政負担の低減につながる官民連携手法のアイデアなど、またプロスポーツチームやプロモーター、イベンターに対しましては、興行開催の今後の見通しであったり、興行誘致に必要な機能や設備について、様々な分野の事業者や団体からその専門性に応じた具体的な御意見を頂ければと思っております。

#### 近藤諭委員

今回のサウンディング調査は、かなり具体的なところまで踏み込むようであり、アリーナの今後を左右する大事な作業であると感じました。

全国各地でアリーナの検討が行われていますが、建設費の高騰をはじめ様々な課題があり、全てが順調に進んでいるわけではなさそうです。

だからこそアリーナを前に進めていこうとするのであれば、このような調査を通して生の意見を頂き、知恵を絞っていくことが大事であると考えます。

特にコスト面の工夫はしっかりと考えていただき、引き続き取り組んでください。よろしく願いいたします。

続きまして、ワールドマスタースゲームズ2027関西について質問させていただきます。

先ほどゴルフ競技においては県西部で2会場を追加し、参加定員を360人増やすと報告がございました。今回のゴルフ競技の参加定員の拡大も含め、徳島県全体の大会参加者数はどれぐらいを見込んでいるか教えてください。

吉田スポーツ振興課ワールドマスタースゲームズ推進室長

ただいま近藤委員より、ワールドマスタースゲームズ2027関西における徳島県全体の大会参加者数についての御質問を頂きました。

参加定員枠が確定しております本県開催の公式競技6種目の競技の参加者数では、石井町のぽっぷ・ジョイ石井、徳島市のスエヒロボウルの2会場で開催されますボウリングで1,324人。那賀町的那賀川驚敷ラインで開催されますカヌー（スラローム）で220人。徳島市の徳島カントリー倶楽部、鳴門市のグランディ鳴門ゴルフクラブ36、鳴門カントリークラブ、阿波市のJクラシックゴルフクラブ、神山町のタカガワ東徳島ゴルフ倶楽部、この度追加いたします美馬市の四国カントリークラブ、三好市のレオマ高原ゴルフ倶楽部の7会場で開催されますゴルフで1,260人。美波町のひわさうみがめトライアスロンコースで開催されますトライアスロンで1,050人、アクアスロンで350人。鳴門市のアミノバリューホールで開催されますウエイトリフティングで800人となっております。合計延べ5,004人としているところでございます。

また、競技参加者に同行いたします御家族や御友人の方々を合わせますと大会期間中、国内外から約1万人の大会参加者数を見込んでいるところでございます。

近藤論委員

大会期間中、約1万人を見込んでいるということでございますが、参加者の方とか家族の方の移動手段は、どのように考えているのか教えてください。

吉田スポーツ振興課ワールドマスタースゲームズ推進室長

ただいま近藤委員より、ワールドマスタースゲームズ2027関西におけます参加者の移動手段についての御質問を頂きました。

大会期間中の参加者の移動手段といたしましては、京都市で開催されます開会式に出席した参加者などが陸路で関西方面から本県へと移動することを想定いたしまして、大会組織委員会では大阪駅・徳島駅間の無料シャトルバスの運行を計画しているほか、本県の実行委員会では県内をスムーズに移動できるよう徳島駅をはじめ、県南部で開催されるカヌー（スラローム）やトライアスロン、アクアスロン、県西部で開催されるゴルフの開催競技日程に合わせまして、阿南駅や池田駅から各競技会場へ無料の競技シャトルバスを運行する計画としております。

また、シャトルバスの運行や交通アクセスなどの各種交通情報の発信や競技シャトルバスの予約などが可能な本県独自の特設サイトの構築をはじめ、競技シャトルバスの運行計画の策定や運行业務などを行う委託事業者の選定について現在プロポーザルを実施しているところであり、大会参加者がスムーズに移動できるよう、選定された委託事業者の知見を生かしつつ、しっかりと準備してまいりたいと考えております。

近藤諭委員

移動手段については分かりました。

次は参加者の宿泊です。当然 1 泊ではなく 2 泊、3 泊という宿泊をされると思うんですが、その辺については一体どのように考えられていますか。

吉田スポーツ振興課ワールドマスターズゲームズ推進室長

ただいま近藤委員より、ワールドマスターズゲームズ2027関西におけます参加者の宿泊についての御質問を頂きました。

本県で開催される競技会場につきましては、先ほど申しあげました県東部でのボウリング、ゴルフ、ウェイトリフティングをはじめ、県南部でのカヌー（スラローム）やトライアスロン、アクアスロン、さらにはこの度、ゴルフの追加会場となりました県西部など県内全域に広がっております。

このため、特に初めて本県に来られる国内外の参加者が、競技会場から離れたエリアで宿泊施設を手配し、競技シャトルバスに乗車できず競技会場まで来られないなど、競技会場、移動手段、宿泊エリアとのミスマッチが生じないように対策を講じる必要があると考えております。

そこで、参加者が宿泊施設から競技会場へのアクセスや競技シャトルバスをはじめとする移動手段などを考慮した上で、適切な宿泊施設を検索、予約することが可能な本県独自の特設サイトを構築いたしまして、国内外の参加者へ情報発信できるよう現在、当該業務の委託事業者を選定するプロポーザルも実施しているところでございます。

あわせて、選定された委託事業者の知見を生かしつつ、競技ごとや日ごとの宿泊人数のシミュレーションを実施いたしまして、交通・宿泊の中心となります徳島駅前だけでなく、県南部や県西部の開催エリアにおいても宿泊事業者などの御協力も頂きながら必要な客室の確保を図ってまいりたいと考えているところでございます。

今後とも開催市町をはじめ各競技団体、委託事業者や宿泊事業者などとも緊密に連携を図りながら、参加者目線に立った受入体制をしっかりと構築してまいりたいと考えております。

近藤諭委員

1 万人の方が来県されるということですので、近づくにつれていろいろな問題が発生すると思われれます。

エントリーはしたが宿泊の予約が取れない、交通手段の予約が取れないので不参加という形にはならないようにしっかりと受入体制をよろしく願いいたします。

それに関連してですが、ワールドマスターズゲームズの開催に合わせて航空機を利用し、徳島阿波おどり空港から徳島の各会場へ行かれる国内外の選手やその家族もおいでになると思います。

競技を終えられた皆さんが空港で飲食やお土産の購入、休憩などでゆっくり過ごしていただける環境が必要と考えますが、現在の空港の飲食店や休憩所など、ビル施設の状況について教えてください。

尺長観光政策課受入環境整備室長

ただいま、空港ビルの施設状況について御質問を頂きました。

現在、空港ターミナルビルの主な店舗の状況でございますが、3階には飲食店が4店舗ございまして利用席数が総数131席、また各店舗とも多言語、キャッシュレス対応ができており、開店時間につきましては午前8時から午後8時までの間で、全体として開けている店舗、また利用の少ないお昼の時間帯につきましては休憩している店舗等がございます。

休憩施設につきましては1階通路側に待合椅子を設置するとともに、3階の保安検査場横にエアポートラウンジが44席ございます。また、固定橋の上に造られた屋内の展望スペースでは家族でゆったりと過ごせる、飛行機等を間近で見ただけのような環境もございます。

また、昨年度には、国際線を利用される方が快適に保安検査等を受けられるように保安検査場の一部改修による旅客動線の改善ですとか、例えばインバウンドをはじめとした徳島へお越しの皆様にもモバイルWi-Fiのレンタル機器の設置ですとか、充電スポットを10台から20台増設ということも取り組みまして、空港ビルと共に徳島阿波おどり空港の機能強化、利便性の向上に取り組んでいるところでございます。

加えまして、今年度におきましても空港の更なる利便性向上と機能強化等を図るため、空港から観光地へ結ぶアクセスバスの実証運行ですとか、また空港の混雑解消とか利便性向上のためのレンタカー施設の実装を実施する予定としております。

近藤諭委員

ビル施設の状況についてはよく分かりました。

国際定期便も通年で運航して、昨年度の国際線利用者は過去最多となる5万4,000人となり、利用者全体で112万人、3年連続で100万人を超えたと聞いております。

6月補正予算において徳島阿波おどり空港将来ビジョン推進事業を計上しておりますが、今後、県は空港の機能強化や利便性向上の取組をどのように進めていくのか教えてください。

尺長観光政策課受入環境整備室長

6月補正予算の事業について御質問を頂きました。

本県では今年3月に策定しました徳島阿波おどり空港将来ビジョンにおいて、空港施設の機能強化、また魅力向上を柱の一つといたしまして、施設の適正配置や将来を見据えた施設の増改築など空港の機能強化、飲食販売の充実、情報発信といった徳島の魅力の最大化の取組を今後取り組むべき方向性として示されたところでございます。

空港利用者のアンケートによりまして飲食店の充実ですとか徳島ならではの物販、お土産、また航空機を利用しない方でも訪れたいような催事の実施など、魅力的な店舗やイベントが必要といった御意見を多数頂いているところでございます。

このことから、この度の6月補正予算にお願いしております徳島阿波おどり空港将来ビジョン推進事業におきましては、空港施設の機能強化・魅力向上を進めるため、まずは他空港の事例等を参考に、飲食店舗の更なる充実、また待合施設の強化ですとか、そういつ

た空港需要に対応する施設の必要規模、また空港の具体的な機能強化策などの検討を行うため、専門的な調査分析を進めてまいりたいと考えております。

あわせて、空港の利用者の利便性向上を図るため、昨年度も年間30日以上、駐車場が満車状態になっていることから、駐車場の機能強化に必要となる空港拡張の整備の支援ですとか既存施設の路線誘致による利用促進、また新規路線の誘致を進めるための専門的な検討や分析を行ってまいりたいと考えております。

今後こういった調査結果を踏まえまして、ビジネスや観光で空港を利用される方はもちろんのこと、空港を利用されていない地域の方々からも親しまれる空港となるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

#### 近藤諭委員

徳島阿波おどり空港は地域の暮らしや交流、観光、ビジネス等の経済活動の拠点となる空の玄関口ですので、是非とも国際大会や今回のような大規模イベントの開催にも対応した開かれた空港となるよう、また空港駐車場をはじめ喫緊の課題にしっかりと対応するため、県内事業者の声を聞きながら機能強化の取組を進めてもらうようお願いして、質問を終わります。

#### 梶原一哉委員

まずは韓国向けのプロモーションについて、これは質問ではないんですが、私も韓国外国語大学校の方が来られた時に出席させていただきました。

若い方で徳島に初めて来られた方がほとんどだったと思うんですけども、韓国はかつては近くて遠い国と言われていましたけれども、今は身近な、大事な国になったなと感じています。

ですので、これから更に民間交流、若い人の交流は非常に大事で、こういう機会は行政のほうで持っていただかないとなかなかできませんので、今後もしっかり継続して、この事業を育てていくことが大事かなと思いますので、一過性にならないようにしっかりお願いしたいと思っています。

県の観光協会がされていて、県の補助金が出ているということですので、補助金の使い道については透明性を持って、しっかりと説明ができるようにしていただければと思っています。

あと、ワールドマスタースゲームズは、先ほど御答弁ありましたとおり1万人の来客を見込まれているということですので、これも徳島を世界に発信する絶好のチャンスだと思います。先ほど近藤委員が詳しく質問されていましたが、しっかり細かいところまで受入体制を万全に整えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

質問に移らせていただきます。まずは新ホールにつきまして質問させていただきます。

経済委員会の事前委員会で示された今後の予定では、6月12日が質問書提出の締切り、6月22日が質問の回答書の公開というスケジュールでしたけれども、今回どのような質問が寄せられて、どのように回答されたのか、まずはそれを教えていただければと思います。

#### 松本交流拠点戦略課長

ただいま梶原委員より、新ホールプロポーザルの質問書のことにつきまして御質問を頂きました。

質問書の受付につきましては、プロポーザル期間中に2回設けることとしており、1回目につきましては4月13日に締め切りまして、計95問の質問が寄せられたところでございます。

この度、2回目の質問書の機会では計26問の質問が寄せられまして、6月19日に質問回答書を県ホームページで公開させていただいております。

2回目の質問書においての主な内容につきましては、実施体制の記載方法をはじめ技術提案書の体裁に関する確認に加え、会場の詳細や当日の説明方法などの公開プレゼンテーション、こちらは7月27日に開催する予定でございますが、この公開プレゼンテーションに関する確認、また追加の参考資料提供の可否などの内容でございました。

梶原一哉委員

今、御答弁がありました7月27日の公開プレゼンテーションというのは、どういう形で行われるのでしょうか。

松本交流拠点戦略課長

ただいま、公開プレゼンテーションにつきまして御質問を頂きました。

先ほど、質問書の回答期限、回答というところで御説明させていただきましたが、その後、7月13日に技術提案書の受付を締め切りまして、7月27日には徳島市内で公開の形でプレゼンテーション審査を行うこととしております。

また、その中で優先交渉権者を決定し、イメージ図につきましても即日公開させていただく予定となっております。

梶原一哉委員

公開プレゼンテーションということですので、県民の方が分かりやすく説明が聞けるような形が取れるのであれば、またそれも考えて検討していただければと思いますので、よろしく願います。

それと藍場浜公園の計画では、東エリアでPark-PFIを活用してカフェ等の設置を検討しているということなんですが、今後はどのように進めていくのか教えていただければと思います。

松本交流拠点戦略課長

ただいま、藍場浜公園東エリアでのPark-PFIの件につきまして御質問を頂きました。

令和6年にお示しさせていただきました藍場浜公園西エリアでの新ホール調査モデルプランにおいて、カフェ等の飲食機能につきましては、公演の有無ですとか施設の休館に影響されやすいホール内ではなく、隣接する東エリアの一部においてPark-PFIの活用を検討するというようにしております。

こうした考え方にに基づき、現在実施中の公募型プロポーザルにおきましては、ホール内での飲食機能は必須とはしておらず、東エリアの一部も含めたにぎわいづくりに資する幅

広い提案を可能としており、詳細につきましては事業者からの提案をお待ちしているところでございます。

Park-PFIも含めた東エリアのホール側一部の考え方につきましては、事業者からの提案を踏まえ設計協議を進める中で施設全体の管理運営を見据えながら、その可能性について検討してまいりたいと考えております。

#### 梶原一哉委員

Park-PFIにつきましては、国も積極的に進めているようでありますけれども、今の国の実施状況とかをいろいろ見てみましたら、民間がするという事で収益が上がらないと持続していくことがなかなか難しいことから、事業収益の見込みが立たずにPark-PFIの計画をしても応募者がゼロだったとか、そういうケースがまれにあるみたいでございします。

ですので、ホールができて、あそこにカフェができる。民間がされるのですけれども、徳島で商売するというのは、飲食業は非常に難しいですね。

特に飲食店というのは、最近は駐車場があることが非常に大きな成功の一つになっていますので、ホールでのイベントの有る無しにかかわらず、ある程度の資金を入れてもらって、これからやっていただくわけですから、そういう意味において収支が成り立たないとなかなか難しいと思います。

ですので、イベントがある時だけあそこのカフェを使っただけというのではなく、しっかり安定して通年営業ができるような体制づくりをまた考えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、私のアイデアというか難しいかなと思うんですが、藍場浜公園の東エリア、カフェができるエリアについては非常に広い公園で、阿波おどりや様々なイベントが行われていますけれども、普段余り使われていないというか、公園で休息されている方とか散歩されている方とかいらっしゃるんですけど、そんなには使われていないんですね。

これだけの一等地で平面の土地があるのに、これを活用しないのはもったいないと思っています。これからホールができますけれども、この周辺に民間のパーキングが2,000台と聞いていますが、ホールに隣接した駐車場自体は非常に少ないですので隣の藍場浜公園の東エリアを、例えば臨時の駐車場としてフルに使ったら100台から200台ぐらいは入ると思うんです。

ですので、そういったことというのは、可能性はあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

#### 松本交流拠点戦略課長

ただいま梶原委員より、藍場浜公園東エリアでの駐車場としての活用につきまして御質問を頂きました。

藍場浜公園の所管につきましては県土整備部となりますので、藍場浜公園東エリアを臨時的に駐車場として使用することの可否につきましては、申し訳ありませんが具体的な言及は差し控えさせていただければと思います。

また、駐車場のお話でしたが、新ホールへの自家用車での来場に対しましては、新ホールの敷地内に主催者の駐車場、また障がいのある方の駐車場や車寄せなどを設置す

るとともに、先ほどお話がありました但馬浜公園西エリア周辺半径500m以内には約2,500台の駐車場がございますので、周辺駐車場の効果的な情報提供などハード、ソフト両面から必要な検討は続けてまいりたいと考えております。

#### 梶原一哉委員

可能性があるのであれば、また考えていただければと思っています。

隣の高知市では、日曜市が有名です。ひろめ市場もありまして、私も時折行くんですが、日曜市のときですかね、恐らく土日だけという限定だと思うんですが、公道に駐車ができるようにしているんですよね。もちろん有料ですが。

ですので、徳島も、公道でありますとか様々な既存のもの、但馬浜東エリアもそうですが、そういったものをうまく活用して、既存の民間のパーキングとかだけにこだわるのではなく、もっといろんな考え方でパーキングの確保にしっかり取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いします。

それと今回、検討する新しいホールは水辺の景観をどのように生かしていくのかが非常に大きな視点だと思うんです。この点については今どのようにお考えなのでしょう。

#### 松本交流拠点戦略課長

ただいま、水辺の景観を生かした整備につきまして御質問を頂きました。

新ホール整備地に当たります但馬浜公園西エリアは、眉山を望む新町川沿いに位置いたしまして、水都のランドマークとなることが期待できるものと考えております。

そのため、この度の公募型プロポーザルにおきまして、周辺環境との一体性や県都のにぎわいづくりへの寄与という点を重視するポイントの一つとして挙げております。例えば、新ホールから新町川沿いへの遊歩道への円滑な動線でありますとか周辺景観との親和性など、新町川に隣接するメリットを生かした提案を事業者に求めているところでございます。

加えて、但馬浜公園は県民の皆様に親しまれている場所でございますので、日常的に休息や散歩など利用ができるように、例えば新ホールの屋上空間等のオープンスペースを活用して、公園の代替機能を有する空間としての提案というのも求めているところでございます。

今後、7月27日の2次審査を経まして優先交渉権者を決定していくこととなりますが、事業者からの提案を踏まえながら設計業務の進捗に合わせまして、更なる具体化を図って県民の皆様に親しまれる新ホール整備を進めてまいりたいと考えております。

#### 梶原一哉委員

今、西新町はホテルもできて、船着場もできて、マンションも順調に建設が進んでおりまして、販売のほうも順調だと聞いております。

あそこに定住人口が増えるわけですから、シドニーのオペラハウスとは言いませんけれども、これぐらいの景観を持って川沿いにできるホールというのは、そうそうないと思うんです。ですので、これもまた徳島に来てもらう絶好のチャンスとなる事業だと思いますので、しっかり取り組んでいただければと思います。

ホールについては次の質問が最後なんですけれども、あわぎんホールは築65年を使用目

標として長寿命化に取り組んでおられますが、築65年は一つの目安であり、必ずしもこの期間を超えた施設存続ができなくなるわけではないという見解をお示しされています。今後あわぎんホールにつきましては、どういう取組を行っていくのか聞かせていただければと思います。

漆原文化振興課長

ただいま梶原委員より、あわぎんホールに関しまして御質問がございました。

あわぎんホールですが、新ホール整備を進めておりますけれども、隣接する位置に当たりますことから双方の施設を一体的に管理運営することで、各種大会ですとか学会などの大規模催事の際にも対応が可能となりまして、控室やリハーサル場として活用するなど、文化芸術拠点としての総合力と魅力度の向上につながるものと考えております。

現在、あわぎんホールについては、中長期予防保全計画に基づきまして計画的な修繕を行っております。

施設の老朽化や修繕コストなどを見極めるとともに、今後、新ホール開館後の一体的な運営を行う中で利用者ニーズの変化を把握するなど、幅広い見地からあわぎんホールの在り方につきまして総合的に検討してまいりたいと考えております。

梶原一哉委員

現在のホールの利用率を教えてくださいませんか。

漆原文化振興課長

梶原委員より、あわぎんホールの利用状況について御質問がございました。

過去3年間で言いますと、施設全体の利用者数ですけれども、令和5年度で約31万人、令和6年度で約32万人、昨年度が約30万人となっております。

また、大ホールの稼働率で言いますと、令和5年度が80.3%、令和6年度が85.5%、昨年度が77%ということで、全国的な中規模程度のホールといたしましては非常に高い水準で推移していると思っております。

梶原一哉委員

今、御答弁があったように80%から85%を超えているというのは、公立のホールとしては本当に素晴らしい稼働率だと思うんです。

来年、鳴門の文化会館ができますけれども、あわぎんホールは大事な市民のホールでございますので、今後も継続して使用できるようにしっかり力を入れていただければと思いますので、よろしくお願いします。ホールの質問は以上です。

次に、とくしまマラソンについてお伺いいたします。

今回、コースの変更ということで、鳴門のポカリスエットスタジアムがゴールとお聞きしています。コース変更で、これから新たなとくしまマラソンということでいいと思うんですけど、ポカリスエットスタジアムに、鳴門に行って、鳴門の観光だけして帰っていただくというのは寂しいなと思いますので、ゴールの後、是非徳島に帰ってきていただきたいと思っています。是非とも鳴門の観光と併せて徳島に帰ってくる移動の交通手段とか、

その辺をどのように今、検討されているのか教えていただければと思います。

松本スポーツ振興課スポーツ交流室長

ただいま梶原委員より、とくしまマラソンにおいて大会終了後、徳島市などへ戻ってくる移動手段についての御質問を頂きました。

新コースにおきましては鳴門市がゴールとなりまして、大会前後には多くのランナーやその家族の方がこれまで以上に鳴門方面に向かわれるのではないかと考えております。

また、フィニッシュ会場であります鳴門・大塚スポーツパークでは、大会当日、多くのランナーや家族の皆様楽しんでいただけるイベントを開催する予定としております。

一方で、スタート地点であります徳島市とフィニッシュ地点である鳴門市が離れておりますことから、フィニッシュ後のランナーの移動手段が課題であると認識しております。

自家用車でお越しになるランナーに向けては、スタート地点である徳島市とフィニッシュ地点である鳴門市にランナー用の臨時駐車場を確保できるよう、関係機関と調整を行っているところでございます。

また、シャトルバスの運行についても、フィニッシュ会場からそれぞれの臨時駐車場行きに加え、JR徳島駅に向かうシャトルバスの運行について、現在検討しているところでございます。ランナーの皆様にご案内をさせていただく際に交通手段やシャトルバス利用の意向につきまして事前調査を実施し、その結果を踏まえて輸送ルートやバスの必要台数を確保したいと考えております。

ランナーやその家族の皆様が、フィニッシュ後も徳島での滞在を楽しんでいただけますよう今後、関係機関と調整してまいります。

梶原一哉委員

今回、初めてのコース変更ですので、様々な御苦勞があるかと思うんですけれども、さらにコースが変わって良かったねと全国の方に言っていただけるようなとくしまマラソンにしていいただければと思いますので、よろしくお願いします。

最後にアリーナの検討状況についてお伺いさせていただきます。アリーナの検討状況ということで、目的・機能でアリーナ施設だけでなく、予定地全体を活用したアリーナパークとするべきと書いているんですけれども、アリーナパークはどのような構想なのか教えていただければと思います。

松本交流拠点戦略課長

ただいま梶原委員より、アリーナにつきまして御質問を頂きました。

アリーナにつきましては、施設単体ではなく予定地全体を活用した新たなにぎわいの創出を図ることが重要であると考えております。

これまで検討委員会を開催させていただきまして、その中でも、例えば敷地全体を活用し、スポーツ体験をはじめ1日楽しく過ごせる場所が必要でありますとか、居心地の良さや滞在時間の増加が重要であり、そこにいたくなる空間を作ることが大切、また予定地全体を活用したアリーナパーク的なものとするべきではないかという委員の皆様からの御意見を頂いたところでございます。

こうした御意見を踏まえまして、本県のアリーナでは、プロスポーツやコンサートなど大規模なイベントがない日でも地域住民の皆様をはじめ県民の皆様が集い、憩える場所となるよう、引き続き具体化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

#### 梶原一哉委員

イベントがない日でも県民の方に気軽に使っていただけるようにということなので、イベントの稼働率とかそういうのも大事なんですけれども、常に市民・県民の方がそこで遊べるという発想は素晴らしいと思いますので、今後しっかりそういう発想で取り組んでいただければと思います。

今回、アリーナの検討状況についての中で、規模ですね、Bリーグのアリーナ基準や将来の発展性を考えると6,500席から7,500席が妥当、続いて音響・照明設備が整っていれば5,000席から6,000席規模でコンサート会場に選ばれると、この二つが書かれています。Bリーグを運営していく上での観点と、またコンサートとかをする場合は音響・照明設備にもしっかりと配慮しないといけないと思うんですが、その辺はどのように両立が図られていくのか教えていただければと思います。

#### 松本交流拠点戦略課長

ただいま、プロスポーツとコンサートの両立につきまして御質問を頂きました。

これまで検討委員会におきまして、御意見として、まずプロスポーツの観点、バスケットボールが一つの指標となってまいります。先ほど梶原委員もおっしゃられたようにBリーグのアリーナ基準や将来の発展性を考えると6,500席から7,500席が妥当である、またコンサートやライブの観点から音響・照明設備が整っていれば5,000席から6,000席規模であつてもコンサート会場として選ばれるなどの御意見を頂いているところでございます。

アリーナの席数につきましては、目的や用途と併せまして、適正な規模を設定することが重要であると考えております。

他県のアリーナにおきましても、多くの施設でプロスポーツとエンターテインメントの両立が図られておりまして、今後これら先進事例を参考とさせていただきながら多様な用途に対応すべく、席数はもとより、アリーナに求められる機能や設備、またそれに伴う整備コストですとかランニングコストも踏まえた上で、適切な規模について検討してまいりたいと考えております。

#### 梶原一哉委員

最後に、ガンバロウズが今すごく頑張られておりますけれども、アリーナを運営していく上でガンバロウズの経営が一つの収益の柱になってくるかと思えます。

そのためにも、今、BリーグはB 1 から B 3 までありますけれども、BリーグのプレミアというB 1 に昇らないと目標収益はなかなか達成しないということで簡単ではないと思うんです。

ですので、平均入場者数が4,000名以上、売上げが12億円以上という、なかなか高いハードルがあるみたいですが、これからアリーナがオープンするまでの準備期間の中でガンバロウズがどこまで頑張れるかが重要かと思えます。

県としてこのプロスポーツ、インディゴソックス、ヴォルティス、ガンバロウズについては、これからどういう支援をお考えになっているのか教えていただければと思います。

松本スポーツ振興課スポーツ交流室長

ただいま梶原委員より、徳島ガンバロウズへの支援についての御質問を頂きました。

徳島県初のプロバスケットボールチーム、徳島ガンバロウズにつきましては、昨シーズンのホーム26試合の平均観客数が約1,750人となっており、多くの県民の皆様にご来場いただき、プロバスケの迫力や臨場感を味わっていただいているところでございます。

ガンバロウズの活躍は、スポーツはもとより経済やエンターテインメントなど、地域に更なる活力を与え、本県の魅力アップにつながるとともに、プロスポーツに間近に触れることで子供たちの夢を育む機会を創出するなど、様々な効果につながるものと考えております。

本県といたしましては、徳島ガンバロウズが県民に親しまれますよう、小中高生の無料招待やオリジナルグッズを企画配布する徳島県民応援デーの開催や、県内小学校等を対象とした選手と小学生との交流授業の実施、現Bプレミアであります三遠ネオフェニックスと徳島ガンバロウズと本県が連携して実施しております県内中学生を対象としましたバスケットボールクリニックの実施などに取り組んできたところでございます。徳島ガンバロウズと共に取組を進めることで、県民がプロスポーツに接する機会を増やすとともに、プロスポーツチームの持つ集客力等を活用したにぎわいの創出を図っているところでございます。

本県としましても、より一層のファン拡大、応援機運の醸成、にぎわい創出に取り組みまして、県民一丸となって徳島ガンバロウズを応援してまいりたいと考えております。

梶原一哉委員

B1の琉球ゴールデンキングスの拠点は沖縄サントリーアリーナで、ここは1万人収容ということなのですが、2018年から2019年のアリーナのオープン前は入場者が12万人だった。それが2023年から2024年は約2.5倍の31万人に増えたということで、プロスポーツの影響というのは大きいんだなと感じています。

ですので、育てる段階だと思いますので、県としてもできる限りのしっかりとした支援を続けていただくようお願い申し上げまして、終わります。

庄野昌彦委員

事前委員会でもお聞きしましたがけれども、ホールをめぐる問題について請願も出てきていますが、徳島県と熊谷、石上純也さんほかとの拡大共同企業体が締結した基本協定というのは今も存在しています。

その中でも設計図面及び工期・工事費等を広く県民に広報することということが1項目にあるんですが、旧文化センター跡地に計画していた石上さんのホール計画ですけれども、それに至るまでに一体幾ら掛かったのか、幾ら税金を費やしてきたのかということを私はもう一回お聞きしたいと思います。

今までも随分お聞きしてきたんですけれども、事前委員会では基本設計、実施設計を含めて8億2,000万円というお金が掛かっているということを一応お聞きしました。

そのことも非常に大きなお金なんですけれども、徳島県と徳島市がいわゆる県市協調の新ホールを造るに当たって基本協定をまきました。基本協定にのっとって実施計画を作りました。そして基本設計、基本協定に基づいて徳島県は青少年センターその他の言わば除却、そして徳島市は中央公民館、並びにその隣の福祉センター等々の建物も撤去、そして跨線橋はじめ地下に埋設していた様々な構造物を撤去しております。

これは基本協定という県市協調の新ホールを造るということにのっとって双方が真摯にその実行に向けて除却してきたわけであります。

その費用について、今まで一体どれだけ掛かったのか今一度お示してください。

#### 松本交流拠点戦略課長

ただいま庄野委員より、旧文化センター跡地での計画における経費につきまして御質問を頂きました。

旧文化センター跡地を建設地とする整備計画におきましては、県市基本協定に基づき県市が担う役割に応じた負担を行いながら事業を進めました。

具体的な経費としては、県におきまして、先ほどおっしゃった設計費のほかに青少年センターの解体費などで約15億3,500万円、そして市におきましては、中央公民館やこ線橋等の撤去、また下水道等の周辺インフラ整備におきまして約10億8,000万円を負担いただいているところでございます。

#### 庄野昌彦委員

それと併せて県は基金を創設していますよね。基金20億円。これはまだ執行はされていませんけれども、徳島市さんがまちづくり等々のために使いたいと言え、その20億円というのは拠出しなければいけない。

1,800席以上の大ホール、プラス300席の小ホール、それと県市協調で造りますから会議室等々そうした壊す行政棟の代替施設等々も併せて建設するということで、8億2,000万円の設計、県が15億3,000万円、市が10億8,000万円、非常にばくだいなお金を掛けて旧文化センター跡地を、広い敷地を用意したわけでございます。

しかしながら、これだけの多くのお金を掛けてしたにもかかわらず、県市基本協定をきちんと守らないまま、藍場浜西エリアに場所を変更したということから混迷が始まっていると私は思っております。

県と市でいわゆるどぶに捨てたといいますか、そうしたお金は今、計算しただけでも8億円と15億円と10億円ですから、基金を入れたら53億円。このぐらいのお金が掛かっているんです。

当初知事が言っていたのは、半分にして、100億円にして、その後の100億円はいわゆるアリーナとかそんなので、K-P-O-Pとかやりましようとかいうのが今もTikTokに流れていますけれども、そういうことが当初の予想とは全然違うわけなんですね。知事が当初から言っていた公約とは、まるっきり違った状況に今はなっているんです。

それで藍場浜西エリアに今、造ろうと思っても、実際200億円ではできないかもしれません。お金が。

だから、結局そういうもろもろの県民のお金、税金が本当にすごく掛かるわけなんです

よ。

ホールを造ると言って、今も計画しているんですが、自分の 1 期目の知事任期中に着工すると言っていましたけれども結局できなかった。知事が造る所を移転したことは非常に大きな行政責任、知事としての結果責任があるわけなんですよ。

だから、私は展覧会の中止問題と併せて、これだけのお金を掛けて、税金を投入してきて、その税金を投入してきた陰には、県民の方々、県職員、市の職員をはじめ、芸術関係の方々を含めて、どれだけ多くの方々がその議論に参加してきたか。

例えば、中央公民館一つを取ってみましても、徳島市さんが、議員さんも言っていましたけれども、中央公民館にはいろんな団体が入っていました。そして中央公民館もまだ使えるではないかという声も随分あったそうです。

しかし、県市協調の新しい良いホールができるから、一刻も早く造りたいから、皆さん、すみませんけれども、どこかへ出ていってくれませんかということで、移転先まで全部みんなが協力して示して、ようやくみんな出ていってもらったんです。そして壊している。

そういう血の滲むような思いで県市協調の新ホールを造らないかということで機運が上がっていたわけですがけれども、実際には全然できなかった。これは取りも直さず、県市の基本協定を無視した形で藍場浜西エリアに移転するということから始まっていると私は思います。

したがって、この展覧会を中止させたということが載っていますけれども、これほどの予算を掛けたホールで基本協定が熊谷、石上さんとのところでまだ残っているんですから、県民の方々にこれほどの多くの税金を使った設計書や設計模型とかそのようなものは見てもらわないといけないんですよ。税金をそこまで突っ込んだものというのは、どんな設計だったのかということを県民の方々に見てもらわないといけない必然性があると私は思います。

それを県が、これは県土整備部のほうになりますが、万代エリアでやるのは、にぎわいづくりにそぐわないということで、知事、副知事とかにも中止の命令をしましょうか、というようなことを言ったかどうか分かりませんが、中止の呼び掛けをして、知事、副知事も中止させるようにしろと言ったんだろうと私は推測します。そういうことまでして展覧会を中止させた、追い込んだ。これは県としての責任が非常に重いと私は思っております。

このことについて事実関係でいいですから、県土整備部がにぎわいづくりに沿わないから中止要請しようということを知事とか副知事とかに言って、そうしろということで、今のよう状況に至ったのでしょうか。

古野司委員長

小休いたします。（11時47分）

古野司委員長

再開いたします。（11時47分）

庄野昌彦委員

恐らく県土整備部だけが判断して、中止要請したのではないと私は思います。そこには知事とかの判断があったんだろうと思います。

現に副知事の、この展覧会は現行の藍場浜西エリアに建設しようとしているホールに対して邪魔をするものだから中止せよ、というコメントも載っておりましたので、これはトップが決めてあのような状態になったんだろうと思います。本会議でもありましたけれども、そういう理由で万代中央ふ頭での展覧会を県がやめさせたというのは非常に問題があると私は思っているところであります。

それと私が一番心配というか疑問に思うのは、知事が内野さんの事務所に行っておりますよね。JIAの役員の内野さんの所に行っている。石上の展覧会をするらしいけど、余計なことをするなと言っというて、やるならこちらにも考えがあると発言したことについて、内野さんは圧力に感じた、半分脅しなのかなと感じたと振り返っております。そして、知事が帰った直後にLINEグループで情報共有した内容も公開しています。

これは新聞報道ですけれども、内野さんは、大ごとにするつもりはなく取材にはノーコメントに徹するつもりだったが、知事が6月5日の報道陣の取材に内野さんの名前を出して展覧会については話題になっていないと言ったことを知って、このままノーコメントを貫いていたら自分が嘘つきにされてしまうと感じ、事実を明らかにすることにしたと会見を開いた理由を説明した。

内野さんの会見終了後に記者会見した知事は、事務所を訪れたことを認めた上で内野さんに対する発言をしていないとして、展覧会について知ったのは担当部局から中止要請をすると報告を受けた5月29日だったと強調し、事実の一つ、私ではない人とした話を勘違いしているのではないかと述べております。

これは非常にすごい発言だなと思いますけれども、その後、本会議で仁木委員が知事に圧力を掛けたのかと、圧力と言われる話をしたのですかと質問したら、知事はそのような圧力を掛けたという認識はないと答弁しています。

普通であれば、そういう話もしていないのだったら、展覧会のことを知る由もないので圧力も何も掛けようがないというのが答弁だろうと私は思いますけれども、認識はないということは、圧力を掛けた認識はないけれども、展覧会のことを何かしら言ったという疑念、疑惑が、私は99%ぐらいございます。

民間の徳島県民、建築士会の方の誰か違う人と話をしたんだろうという、その人の人格を否定するような発言を平気でやっておいて、知事の真実は何なのだと。このことはいろんな議案、予算を審議していく上で、県民の方の人権を無視したような発言をした知事が出してきた条例とか予算を非常に審議しにくいなと思うわけなんです。

だから真実を明らかにしてくれませんかでしょうか。どうやったら真実は明らかになるんですか。

ここに知事に来てもらって、そのぐらい大きな問題だと私は認識しているんです。一般県民の方々が、これほど力を振り絞って知事と話した内容を伝えて、でも知事は、それは内野さんの勘違いでしょう、誰か別の人と話したことを勘違いしているのではないですかと平気で言う。これは県民の人権を踏みにじる非常にひどい行為だと私は思います。これは知事が言っているのが合っているのかどうか分かりませんが、客観的に……

古野司委員長

庄野委員、ずっとお話しされていることはよく分かります。

小休いたします。（11時53分）

古野司委員長

再開いたします。（11時54分）

庄野昌彦委員

いろいろとすみません。

それでは、先ほど私が申し上げた、今まで青少年センターでありますとか、いろんな県費を使っていますよね。その部分について皆様方はどのようにお考えでしょうか。

市とか、県とか、それからもろもろ、基金も合わせたら50億円を超える予算が使われていて、現時点では藍場浜公園でやろうとしているんですけども、今まで使ってきたお金について、それと今までそれについて関わってこられた方々の御努力についてはどのような認識を持って新たな計画を作成しようとしているのですか。

松本交流拠点戦略課長

まず1点、これまでに県と市が使った金額につきまして、改めて答弁させていただきます。

先ほど設計費とそのほかの、例えば青少年センターの解体費など県での経費につきまして、設計費が8億円、そのほかが15億円という捉え方であったかと思いますが、設計費を含めて県としては経費として15億3,500万円、その中に8億2,000万円の設計費が入っているところでございます。あわせまして、徳島市の負担が約10億8,000万円というところでございます。

こちらにつきましては、前計画についても令和2年9月、徳島市からの緊急要望を受けて以降、前計画が動き出しまして令和5年までに、実施設計の段階まで至っているところでございます。その過程で生じたコストというところでございます。

旧文化センター跡地での新ホール整備に向けて取り組んできた一方で、県の方針といたしまして令和5年11月、藍場浜公園西エリアでの新ホール整備をお示しさせていただいたところでございますが、その後、新ホール早期整備プランでありますとか必要な予算の承認など、県議会また県民の皆様の御意見を頂きながら、その時々で必要な手続を積み重ねて適切に事業を進めてきたと考えております。

その過程で発生した経費につきましても、適切に事業者等と締結した契約に対する業務の対価として予算を執行してきたものと考えております。

藍場浜公園西エリアでの新ホールにつきましては、令和7年4月2日付けで新たに県市基本協定を締結させていただき、旧文化センター跡地の土地につきましても市に返還するなど、あわせて徳島市からも早期の整備を求められております。

今年度も予算をお認めいただきまして、設計事業者のプロポーザルを進めているところでございますので、着実にそちらを進めていきたいと考えているところでございます。

庄野昌彦委員

いろいろ思うところはあるんですけども、今まで言ったようなこと、知事の姿勢等々については、ここの委員会での質疑は難しいと思いますので、これで終えておきたいと思います。

次に、韓国向けのプロモーションの事業についてお聞きしたいと思います。

この1年間の韓国向けのプロモーションについて、県観光協会に委託しているんですけども、大体どのぐらい予算を付けていましたか。

原観光政策課長

庄野委員から、県観光協会が実施する予算について御質問を頂きました。

この事業につきましては、県の事業としましては「Let's go Tokushima」海外プロモーション事業の一環としまして、県観光協会に補助事業として出しているところでございます。

この「Let's go Tokushima」海外プロモーション事業としましては当初予算2億9,200万円のうち1億1,000万円が韓国向けということになっております。

庄野昌彦委員

韓国のことで1億1,000万円ということですが、よく言われるのが韓国から来る大学生さんとかには旅費、それから滞在費は出してあげるのに、徳島県民の学生を含めて何のメリットがあるんですかと、出す先を間違っていないかということと言われるときがあるんですけども、その点についてはどのようにお考えですか。

原観光政策課長

ただいま庄野委員から、韓国大学生の招へいに関しまして御質問を頂きました。

この事業につきましては「Let's go Tokushima」海外プロモーション事業ということでさせていただいております。この事業の目的は外国人宿泊者数の更なる増加としており、今回韓国向けのプロモーションの施策の一環でさせていただいております。韓国の大学生の方に来ていただいてSNSとかで徳島の魅力を発信していただくということで、そういう事業の目的となっております。

古野司委員長

午食のため、休憩いたします。（12時01分）

古野司委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時07分）

それでは、質疑をどうぞ。

庄野昌彦委員

午前中に引き続き質問させていただきます。

午前中にも申し上げたんですけども、韓国の大学生に本県の魅力を発信する徳島グ

ローバルアンバサダーについて、大学生が徳島に来て大体どんなスケジュールで、どういう所へ何人ぐらいの単位で行って、やられているのかということ、日程を教えてください。

原観光政策課長

庄野委員から、韓国の大学生の招へいに関しまして御質問を頂きました。

今回の韓国の大学生の招へいにつきましては、徳島と仁川をつないでおります韓国の国際定期便を御利用の上、来ていただいております。例えば木曜日に来ていただいて土曜日に帰るということで、基本的には2泊3日のスケジュールが多いところでございます。

今回、招へいした大学に関しましては、人数の幅はあるんですけども、学生ということや効率的に観光地を巡っていただくということで、大型バスを1台とか2台の単位で、大学単位で回っていただいているところでございます。

回った場所につきましては各大学で多少異なるんですけども、例えば東部では阿波おどり会館や眉山ロープウェイ、鳴門の大塚国際美術館や渦の道、霊山寺、西部では祖谷のかずら橋や大歩危峡観光遊覧船など、南部においてもマリンジャムとか城満寺、日和佐うみがめ博物館カレッタ。南部については今後、回る予定となっております。

また、自由時間も設けているところでございまして、加えてショッピングモールも行っているんですが、例えばイオンモールとか、ゆめタウン、あるでよ徳島とか、そういう所も回っていただいております。

視察時におきましては個人のSNSをはじめ県観光協会の公式SNSでのコラボ投稿などをしていただいております。ホテルの宿泊や交流会、県内各地の観光施設の入場料やお土産などの購入などもありまして、県内各地で広く経済効果があったと考えております。

庄野昌彦委員

有名なところは、大塚国際美術館であるとか、阿波おどり会館とか、そういう所にも行っているというのは分かるんですけども、SNSで各大学生に発信してもらうには、団体バスでぱっと移動していたら大体同じようなところを見るので、例えば県南部のサーフィンをしている所であるとか、できたらいろんなところに車1台に5人ぐらいで分乗して、市町村にも手伝ってもらわなくてはいけないかも分からないので手間は掛かるんでしょうけれども、いろんな県内の観光地はたくさんありますよね。

そういうところに行っていて、いろんな方にいろんな発信をしてもらうほうがSNSでのアンバサダーには一番良いのかなと思います。このあたりは一工夫がいると思いますが、できたらいろんな場所に行ってSNSで発信してもらう。

観光とかのいろんな取組を見てもみると、外国の方が日本に来て、こんな所というような所でも写真を撮って発信したら非常に映えてといいますか、多くの観光客が来るという話を聞いたこともあります。

かなりお金が掛かっていますので、そのあたりを工夫されて、県南部、それから那賀町も良い所がたくさんございますので、いろんな所を案内、発信していただけたら有り難いと思います。

それと、県内の方々への韓国に行くときの助成でありますとか、そういうようなことも何かしらやっていかないと、韓国の学生が来たときには旅費も宿泊費とかも随分出してあげるのに、例えばこちらから韓国のほうに交流に行くのに何もないとなったら、せっかくそういう便があるんですから、そうした県民への還元ということももっと積極的にやっていかないと、県民にとっては不公平感が残ると感じております。そのあたりは今後どうされるのかをお聞きして終わりたいと思います。

#### 原観光政策課長

まず最初に庄野委員からありました、韓国大学生にいろんな観光地を回っていただいたほうが良いという御提言だったと思うんですけども、観光政策課としましては、まずは主要な観光地を回っていただいたんですが、自然を活用した体験型コンテンツは徳島の大きな魅力の一つだと思いますので、そこについては今後、工夫を凝らしながら検討したいと思っております。

それと 2 点目のアウトバウンドについて御質問を頂きましたが、インバウンド誘客の主軸となっております韓国国際定期便の維持拡大のためには、アウトバウンドの施策の充実も必要だと考えております。

今回の韓国大学生の招へい時におきましては、県内大学生の交流会を開催することで若者同士の交流の輪が生まれて、今後の徳島・韓国の人流につながると期待しているところです。

加えまして、先ほど最初に部長から報告させていただいたんですけども、韓国直行便往復利用者に対する本県独自のパスポート取得支援キャンペーンを実施するところでございますし、そのようなアウトバウンド、県民の方にメリットのあるような創意工夫を凝らした支援制度につきましても、今後検討したいと考えております。

#### 庄野昌彦委員

そうした意味で、県民の方々が不公平感を感じないような施策をお願いしたいということを申し上げまして終わります。

#### 仁木啓人委員

関連で続けていくのと、予定しています質問を展開します。

続けて「Let's go Tokushima」海外プロモーション事業なんですけれども、後付け過ぎるのが問題なんですよ。

僕も本会議で言いましたけど、徳島県議会日韓友好促進議員連盟にも入っていますから、韓国と交流するのは当たり前だし、やってほしいし、どんどん進めてほしい。ですけど、当初予算を見てみたら、予算の目的にそういう国際交流なんていうことは一言も入っていない。そこが問題だと言っている。

それなら国際交流だけでやればいい。国際交流だけの予算でなぜ取らなかったんですかという話になってくるんですよ。国際交流だけでやっていたら、韓国に修学旅行で行っている城北高校も国際交流の一環でできたのではないですか。それは学校が主体の修学旅行だから出せませんかという話にならないでしょう。そうではないですか。

だから、結局のところ、予算が前提で事業の計画が立てられていないことが問題なんだと私は言いましたが、後付けでやったら不公平感が出てくるんです。これをずっと言っているわけですよ。これが議会に説明がないでしょうとつながっていくわけなんですよ。

「Let's go Tokushima」海外プロモーション事業は、委託料7,300万円、補助金額が1億9,500万円、事務費が2,400万円で当初は予算計上されていた。

目的については、ワールドマスタースゲームズの開催を見据えて外国人の宿泊者数の更なる増加を図るため国際定期便が就航する韓国をはじめ香港・台湾など重点市場において徳島県の認知度を向上させ、旅先として選択されるための戦略的プロモーションを展開しインバウンド誘客の拡大につなげるということになっているんですよ。国際交流なんて一言もない。

委託料、補助金、事務費の執行はどういう形でされているのか教えていただけますか。

原観光政策課長

ただいま仁木委員から「Let's go Tokushima」海外プロモーション事業に関する県観光協会が行っている事業につきまして御質問を頂きました。

今、仁木委員からこの事業につきまして、2月当初予算時における予算のいわゆるポンチ絵の資料の御質問を頂いたと思います。

その事業内容について、事業費の内訳が委託料7,300万円、補助金が1億9,500万円、事務費が2,400万円という記載がございまして、今回の韓国の大学招へいにつきましては、そのうちの補助金1億9,500万円が県観光協会に出しております補助金となっております。

仁木啓人委員

この補助金1億9,500万円が県観光協会に全額行っているということですよ。

これは新規事業と付いてないけれども、今までの事業はどういう事業だったんですか。

原観光政策課長

ただいま仁木委員から「Let's go Tokushima」海外プロモーション事業に関しまして御質問を頂きました。

この事業につきましては昨年度以来している事業でございまして、昨年度におきましては記載のあるインフルエンサーとか、メディアを通じた本県の自然、文化、食などの情報発信という形でさせていただいております。

仁木啓人委員

昨年と比べて補助金額の変動はどれぐらいになりますか。

古野司委員長

小休いたします。（13時19分）

古野司委員長

再開いたします。（13時20分）

原観光政策課長

「Let's go Tokushima」海外プロモーション事業につきまして御質問を頂きました。

昨年度、令和7年度のこの事業につきましては、予算額が2億2,700万円となっております。

仁木啓人委員

これは令和7年度ですけれども、令和6年度はどういった事業で、どれくらいの予算だったのでしょうか。

古野司委員長

小休いたします。（13時21分）

古野司委員長

再開いたします。（13時21分）

原観光政策課長

申し訳ございません。令和6年度の資料は手持ちにございません。

仁木啓人委員

先ほどの課長の説明では令和7年度から実施した事業という話ではなかったですか。だからこれは令和7年度から新規事業として出た事業ではなかったのでしょうか。

原観光政策課長

申し訳ございません。確認不足のところがあったかもしれませんが、後ほど報告させていただきます。

仁木啓人委員

何が言いたいかというと、県観光協会からしたら補助金額が上がるということ、若しくは、上がっていなかったとして違う名前で付け替えた事業だったら収益は上がっていない。県観光協会からしたら収入は増えていないわけですね。

ただし、付け替え事業ではなく新規事業だったら収益は上がっている話になってくるんです。令和6年度から令和7年度に2億円増えるということになるわけなんですよ。だからそこがどうだったのかというのを聞きたい。これは調べておいていただければと思います。

この中で毎回こういった形で、予算が通った後に、その事業を計画するような形を取っていたのか。それとも補助金ですから、補助金ということは募集要項とかもろもろの分を企画立案して県が支出するというのが普通の流れだと思うんです。

委託料も同じです。委託料だって県が実施主体だから、県が企画してから、こうやってやってねと言って、誰か手を挙げてくれませんかという形になるではないですか。逆にプ

ロポーザルとか手挙げ方式だったら、また違う形になってきますよね。

補助金ということは一定程度、自由度のない形で、県がどのようなことを目的とするという成果物が絶対に要るわけですよ。

国際交流だったら成果物が何かといたら、どういう交流をしたのかで終わるわけですよ。だからこれ以降、何も言わない。何人の人が交流して、それでいいんですよ。今まで御答弁されていたのが正当化される。それでいい。

でも、補助金で使ったわけでしょう。我々の政務活動費と同じ。政務活動の調査補助金と同じです。そうしたら何をもって成果なんですかとなってくるわけなんですよ。

庄野委員が先ほど言っていましたけど、団体で行動されて県内の主要なところをやっていたら、本当だったら、にし阿波であるとか、みなみであるとか、こういう所に今、力を入れているのだから、インフルエンサーの役割として、アンバサダーとしてやっていただいているのであれば、そちらのほうへ促すようなやり方をする。これはどこの国でも同じです。韓国に限らず、ここに書いてある台湾や香港でも同じですよ。

そういう仕組みが出来上がっていない中で補助金が出されているということは、計画はちゃんとできていて何をもって成果物として考えられていたのか教えていただきたいと思います。

原観光政策課長

仁木委員から「Let's go Tokushima」海外プロモーション事業に関しまして御質問を頂きました。

「Let's go Tokushima」海外プロモーション事業につきましては、県観光協会への補助事業ということで当初から計画していたところでございます。

補助事業ということで主体は県観光協会になるんですけれども、県観光協会から補助の申請が上がってきて、その補助申請に基づいて、県としては補助事業として認めたところでございます。今後、県観光協会が実績報告を上げていく中で、今回はインフルエンサーも呼んでいるんですけれども、インフルエンサーの招へいとか、韓国の大学生を呼んでいた数字とか、あと SNS 発信の情報とか、そういう形で報告いただけるように聞いております。

仁木啓人委員

報告いただけるように聞いてますと言っていますが、どれぐらいの SNS への発信があったのかというのは、まだ分からないということですか。

原観光政策課長

仁木委員から、韓国大学生の招へい時の SNS 発信の確認といたしますか、今の状況について御質問を頂きました。

現時点で韓国の大学生に SNS 発信をしていただいているというのは確認はしているところなんですけれども、現在は事業の執行中でございますし、数については今、私の手元にはございません。

仁木啓人委員

事業概要の中に、インフルエンサーやメディアを通じた本県の自然、文化、食などの情報発信と書いている。これを応用しているはずなんですね。これを適用させてやられているはず。そこしか読み込めないから。

だからそれで言ったら、よほどの成果物がなければ。国際交流だけだったら言わないです。国際交流だけの事業だったら、それは来ていただいた方が本当に良かったと思ったら、それは思った人が上げればいい、自由です。けど、この事業でやっていて、読み込みが事業概要のその部分になるという話なんだったら、確実な成果がなければ。それはSNSがどれぐらいの頻度か。県が補助金として出したインフルエンサーやメディアを通じた本県の自然や文化などの情報発信というのは、どれぐらいの想定で補助金を執行する決断をされたのか教えていただけますか。目標です、目標値。

原観光政策課長

ただいま仁木委員から「Let's go Tokushima」海外プロモーション事業に関する補助金の申請等につきまして御質問を頂きました。

今回は県観光協会から補助申請書が上がってきておりまして、その中で大学生の招へいということで出てきております。

そこで大学生の方にSNS等で情報発信いただくということにはなっておりますが、具体的な数字等について今、手元に申請書もございませんので確認ができないところでございます。

仁木啓人委員

それでは駄目です。僕が聞いているのは、県がこの事業を実施するのに補助金を出して、この部分をしてねと、情報発信してねと言っているのでしょうか。情報発信はどれぐらいの頻度でしてほしかったのですか。だってインフルエンサーでしょう。何万回ビューとかのビュー数でいくのか、投稿数でいくのか、いろいろあるではないですか。それによって経費を算出していく、予算を積み上げていくわけでしょう、補助金だから。そうでしょう。

ということは、どれぐらいの、何をもって、どうしていくかがないというのはおかしいのではないですか。

どう思いますか、この点。どれぐらいの目標値を持っているのかももう一回教えてください。

古野司委員長

小休いたします。（13時30分）

古野司委員長

再開いたします。（13時31分）

仁木啓人委員

目標値も持たず、この予算執行をしたということでいいですか。答弁ください。

原観光政策課長

「Let's go Tokushima」海外プロモーション事業に関しまして、仁木委員から御質問がありました。

この事業につきましては県観光協会への補助事業となっております。効果的な事業ということで県としても認めたところございまして、その中で、繰り返しになりますが、韓国の大学生を呼んでいただいて、県内の観光地を回ってSNS発信をしていただくということで認めたところでございます。県観光協会の方との話では、全ての大学生の方に観光地の中で情報発信をしていただくというところでございます。

仁木啓人委員

この予算執行に当たって、本県が、効果的な目標値というのは持たずに予算執行されたのかという問いです。何回ビューとか、フォロワー数とかの目標値。僕も経済委員会にずっといて、今までやってきた事業を見ていますから、そうやって今までの事業のときはきちんと答弁できていた。目標値はなかったのか。ないならない、あるならある。お答えください。

古野司委員長

小休いたします。（13時33分）

古野司委員長

再開いたします。（13時34分）

原観光政策課長

ただいま仁木委員から、「Let's go Tokushima」海外プロモーション事業に関しまして御質問を頂きました。

県としましては県観光協会の補助事業になりますので、詳細な目標設定というのは定まっていなかったかもしれませんが、韓国の大学生の方に来ていただいたときは必ず1回、情報発信していただくのと、大学においても公式ホームページとかで広報していただくとか、そういう形での指標は設定しております。

仁木啓人委員

後付けでしょう、結局。目標値の設定もないんでしょう。自由に使えるようなお金で補助金を出すというのがよく分からない。

事業計画はないんですか、県観光協会は。県観光協会の事業計画の中にこれが入っていたんですか。こういうことなんです。後か先か、目標値があるのかないのかと聞いて、ないと言ったら入っていなかったらどうと。事業計画はあるのかないのかと聞いているわけなんです。この大学生を誘致したことは悪くない。悪くないけど、国際交流でやったらいいだろうという話をしているんですよね。

予算を説明と違うような状況に使っているというこの事実を説明したからという話では

なく、改めてしないようにするには、その体制を変えなければいけないでしょう。

だから、その事業は計画にあったのかとか、目標値は持っていたのかとかいう話をして  
いるわけなんですよ。

あるならある、ないならない、これ以上は聞きませんが、ないでしょう。ここで説明  
がないのだから。想像して分かりますよ、ないでしょうというのは。

課長、こういう議論を踏まえた上で今一度考えなければいけないのは、こうやって国際  
交流でやる。徳島県民の中でも、まず県内からやってくれとか、いろんな話も出てくる。  
この状況を見たときに、観光振興の一つの手段として大学生とかそういう若い方々を使う  
という部分ではなくて、国際交流でしっかりとこういうことをして、それになおかつ、す  
みませんがSNSで流してくれないかと言うほうが良いのではないかと私は思います。

観光の搭乗率を増やすとか、増やさないとかいう一環で、子供を使うなと私は思います。  
それは絶対に若い方々や子供やこういった方々の立場に立ってからやってほしい。これを  
利用するというのであったら、国際交流から入ったほうが良いと僕は思います。

この点どう思いますか。国際交流でやったほうが良いと、そういう事業に改めるほうが  
良いのではないかと思いますけれども、お聞かせください。

#### 原観光政策課長

今回の「Let's go Tokushima」海外プロモーション事業におきましては、韓国向けプロ  
モーションとして韓国の観光事業に精通した県観光協会と詳細な事業内容を詰めてきたと  
ころでございます。その中で日本語を学ぶ韓国の大学生を徳島に呼んで、その中で徳島の  
魅力を発信していただくことで、県としても観光需要に応じたプロモーション計画として、  
効果が期待できるということで認めたところでございます。

#### 仁木啓人委員

だから逆だと言っているのです。ツールとして若い人を使わないでください。

それを議論に巻き込んで、これが正当なんだみたいな言い方の、そういう議論は良くない。

修学旅行で韓国に連れて行ってあげるとかどこかで言った前の一件もあるけれども、こ  
ういうので若い人を使ってやるというのはよろしくない。逆です。

事業が成り立った上に気持ちの問題で、ありがとうの気持ちでSNS発信してもらう、  
これが筋ではないですか。若い方々を余り巻き込まないでほしいです。まだ僕は若いほう  
なので。

次に国際定期便関連でいきますけれども、国際定期便といいますのは商流を生むための  
一つのツールとして非常に大事なもの。だからこそ、それが肯定できれば僕は赤字補填を  
してもいいと思います。個人的な意見で言いましたら、それはしてもいいと思います。

ただ、旅客だけでやるんだったら、無理してこうやってお金を突っ込んでいかなければ  
いけないのですよ。何かしら捻って補助金を出して、搭乗率を上げていかなければいけ  
ない。

でも、貨物とか物流関係に貢献できたとするならば、それは例えば補助金が2倍も3倍  
もの効果を生む可能性はあると思います。それは何かと云ったら、物の値段というのはそ

れぞれ違いますから、向こうでの物の価値も違いますから、貨物の部分については投資的経費として考えて、赤字補填もしてもいいのではないかなと思います。

私がこれまで赤字補填を否定してきたのは全て手続の問題です。議会に説明がなかった、勝手に要綱を変えているという手続の問題です。

でも、経済的な物流とかいろんなことを考えたときは、そうするんだったら赤字補填も仕方ないかもしれないと思っています。

その中で確認したいことは、これまで定期便を韓国と香港でやってきましたけれども、物流として貨物を載せたことがあるのかどうか、その点お聞かせいただければと思います。

原観光政策課長

ただいま仁木委員から、今までの香港便、韓国便における国際定期便に貨物を載せた実績があるかどうかの御質問を頂きましたが、国際定期便においては貨物を載せた実績はないと聞いております。

仁木啓人委員

貨物を載せていなかったら、どれだけの支援をするかというのは妥当性を考えていかなければならないのではないかな。なぜ貨物を載せられないのか教えてください。

原観光政策課長

仁木委員から国際定期便に関しまして御質問を頂きました。

現在、徳島阿波おどり空港における国際定期便としては、イースター航空による韓国便が運航されているところでございます。

イースター航空のビジネスモデルとしましては、大手フルキャリアサービスの運航会社との差別化を図るために、相対的に割安な運航運賃を訴求して旅客の獲得を図っているところでございます。

割安な運賃を実現する方法の一つとしまして、運航効率を高めるために同じ型の飛行機を多く使用しております。

これにより整備の部品の管理が簡素化され整備コストが削減される、また機材の共通化によりまして飛行機の運用が柔軟になり、リソースを有効に活用できることも期待されております。

イースター航空は機材をボーイング737型機に統一して運用しておりまして、ボーイング737型においても航空機の床下にある貨物室への搭載は可能ではありますが、小型機のためコンテナによる搭載ではなく、荷物を1個ずつ手作業で積み込むばら積み方式で搭載されます。

ばら積みは手作業による積み込みとなるため、コンテナ輸送に比べまして時間が掛かることなどの特徴がございます。

以上の機材の事情によりまして、なかなか難しいと聞いているところでございます。

仁木啓人委員

時間もないのであれなんですけど、まだほかにあるよね。貨物を直接海外から持ってこ

られない理由というのは。空港の整備の部分だって必要になってくるでしょう。貨物とか物流の関係の荷さばきができる設備がないというところもありますよね。それはそれで進めていってほしいというお願いをしておきたいんです。

それはなぜといたら、直行でなくても羽田経由で来るものもあれば、いろいろあるでしょうから、それはしたほうが良い。物流関係がエアで整ったほうが、それは投資する意味があると思いますから、幾ら赤字だったとしてもね。

ただし、今飛んでいる定期便は全部、機材の関係でコンテナが載らないのでしょうか。物流には何の貢献もないというような形になってくるのですよね。そういうことなんです。

だから今後、誘致する際とか、例えばコンテナが載る機材を持っているとか、今の航空会社が持っているんだったら持っているで、変更してもらったり調整してもらうことが可能なのかも含めて。いろいろ貨物のほうが経済効果を生み出すと思いますから。

今だと知事がよく言っているではないですか。アジアに向けていろいろ商流を生み出しているんでしょう。商流を生み出す際に必要なのがそこですから。定期便がある強みはそこだと私は個人的に思いますから、それを念頭に航空会社を選ぶとか、それを念頭にどこが就航するとか考えられるべきだと思いますので、その点は指摘とお願いをしておきたいと思います。答弁は要りませんが聞き流さないように、絶対に、この点きちんと今後していただきますようにお願いします。

次、宿泊税をいきましょうか。長野県が宿泊税を導入されるということで、今も観光に対してたくさん予算が付いているではないですか。今の知事になられて、たくさん使っていますよね。

予算は上がっていくのだけど、収益が増えているのかといたら、その部分、税収として見てみても、効果はあるんだろうけれども、なかなか収入としては見えてこないのが現実です。

これは指摘しないけど、でも収入を増やしていくことも考えて、その中で自走してくださいと思うわけです。観光にぼんぼん使うんだったら、この中で自走してほしい。

皆さんが払った税金で、一般財源の中からたくさん出していく中でも、みんなから不公平だとか、いろんな意見が出たときに自主財源でやっているんですよと、目的税でやっているんですよと言われたら、我々は黙るしかないわけです。

これまで前段で宿泊税の議論をしていた際に、県当局の言い訳は何だったかといいましたら、宿泊率、いわゆるインバウンドがいっぱい泊まるから、その溢れる分の対策でやっているのが宿泊税ですと、抑制対策でやるのが宿泊税だという認識のみでした。だから議論にならなかった。

一方で、長野はそういうやり方ではなくて財源に充てていくということでやり始めている。ということは、今までの議論の前提が他県では崩れていっているということです。

投資的目的のために目的税として宿泊税を導入することは、本県が今、予算をいっぱい使っている中で、これは必要なことではないかと思いますけれども、その点はどうか。

原観光政策課長

ただいま仁木委員から、宿泊税に関しまして御質問を頂きました。

宿泊税につきましては平成14年に東京都が国内で初めて導入して以降、現在は7都道府

県が導入済みでありまして、先ほど仁木委員のおっしゃった長野県につきましても今年の 6 月 1 日から導入しているところでございます。

また来年 2 月には沖縄県でも導入が予定されているほか、香川県におきましても先月 20 日に検討委員会が立ち上がったところでございます。

法定外目的税ということで使う目的として、先ほど仁木委員からございましたように、他県においてはオーバーツーリズム対策以外でも受入環境整備とかに使うと聞いておりまして、本県におきましても観光コンテンツの造成や国内外へのプロモーション活動など持続可能な観光地経営を支える安定かつ持続可能な財源という認識でございます。

#### 仁木啓人委員

今は長野とか、香川も始めています。勉強会からでも、県内の事業者と自治体、市町村とも 1 回話をしてみたらどうですか。

なぜかといったら、例えば徳島市とか別の市も導入できますから、課税自主権的には。それが二重に被ってしまっても困るし、作ろうとしているのに併せてやってしまうのも納税者側、徴税される側からしたら、何だかなと、こうなりますから、県内市町村と一緒に 1 回、事業者とも話をしてみて、やり方とかいろいろ考えられたらどうかなと思います。勉強会なりしてみるとという検討の余地はないですか。余地がないかどうか。

#### 原観光政策課長

ただいま仁木委員から、宿泊税に関しまして引き続き御質問を頂きました。

宿泊税の導入につきましては、県民を含む宿泊者の皆様に新たな税負担を強いるものであるとともに、税収目的や使途の明確化と公平性、透明性の確保、課税による宿泊需要の減少、特別徴収義務者となる宿泊事業者の負担の増加など、導入には多くの課題があり、丁寧な対応が求められていると感じております。

県としましては、持続可能な観光地経営を支えるため、宿泊税の導入に関する議論は必要と考えておりますが、まずは県民を含む宿泊者の皆さんをはじめ県内事業者や市町村の意向等も丁寧に確認しながら、他県の動向や制度設計についても広く聴取するなど、まずは調査研究に取り組んでまいりたいと考えております。

#### 仁木啓人委員

調査研究を十分にしていきたいと思います。

他県の状況を見ながらと言いつつも隣の県まで来ているわけなので、そちらが研究している。これが観光の部分に大きな予算を投資していない県行政であれば、ここまでのことは言いませんけれども、財源には限りがありますから。その点は皆さん、お分かりになられているかと思いますけれども、一般財源の執行率は多いですよ、この部局が一番多い。

だから言っています。自分の目的税での自主財源を作ってもら。この努力をしなくてもよかったとしても、考えるぐらいは考えなければと私は思いますので、よろしく願いしたいと思います。

宿泊税でなくてもいいんです。徴収するというだけでなく、負担も掛かりますから。それは一つの考え方だということなので、そういうことも検討されたらなと。

市町村が重なる場合に税法上できるかどうかは、私はきちんと調べられていないですけども、例えば県が一括徴収してから市町村に分配するという譲与税方式もできるのであったら、そういうのも一つの手ではないかなと思いますので、この点もいろいろ研究をしていただければと思います。

新ホールの件は後なんですけど、最後に時間があと三、四分しかないのでマチ★アソビの件を本会議から続けて聞きます。

（資料提示）

端的に令和7年の状態の、本会議で提出させていただいたような形になりましたけど、これは一体何をしたかったのかと。何回も聞きますけど、明確な答弁がない。令和8年の話はしていません。令和8年は見込みがこうですとかではない。

揉めさせたのは令和6年の終わりからです。プチアソビから揉めさせて、プチアソビは令和5年ですか。ここからなんです。それで1年やめましたよね。やめて、やって、コストが増えて、補助金額は減って、今まで取れていた文化庁の補助金が取れずにやった。何がしたかったんですか。

大崎観光政策課にぎわい創出室長

ただいま仁木委員より、これまでのマチ★アソビに関する制度移行等について御質問を頂きました。

令和5年度までは県は実行委員会形式としまして、マチ★アソビのイベント企画から実施まで深く関与してきたところでございます。

このときにイベントのコンセプトですとかプロデュースのあたりをユーフォーテーブル有限会社に御協力いただきながら、県は実行委員会の一員としまして企画内容に沿ってイベント会場の施設の使用許可ですとか施設の必要な設備・備品の調達、危機管理対策などに関して、複数の県職員が担当として専従的に実務を担ってきたところでございます。

こうしたこれまでの実施体制に関しまして、県として特定のイベントに対する人的な、事務的な負担ですとか、また県職員は2年から3年で人事異動もございますので、イベント実施に関するノウハウの蓄積という点で課題があったと思っております。

そこで課題解決を図って、県として基本的な役割として、広域事務や市町村の事務を支援するという本来の役割に沿いまして、コンテンツやイベントの実施に関して専門的な知識やネットワークを有する民間団体の活力を最大限に活用したいということ、また県都中心部だけでなく県全域ににぎわいを創出しまして、持続可能な地域づくりに寄与するため、現在のにぎわい創出推進補助金へと移行させていただいたところでございます。

こうした支援制度の変更、事業内容の変更を経まして、さきのマチ★アソビvol.30では過去最高となる10万5,000人の多くの来場者があるなど、また旧みずほ銀行徳島支店を活用した新拠点の整備という話題もございましたので、非常に成功したのではないかと考えております。

県といたしましては、今後更なる魅力アップが大いにできるマチ★アソビに、引き続きしっかり伴走支援、後方支援させていただきながら、民間の知恵と活力を最大限に生かしまして、県下全域で新たなにぎわいを創出してまいりたいと考えております。

仁木啓人委員

まとめます。民間主導に変えて補助金が無くなったんですよ。実行委員会方式のときはありましたけど。それでこの状況ですよ。

今の何がしたかったのかという答弁は、県の職員が関与するのを少なくして、その部分の本来の事務だけにしていくと。誰が喜んだんですか、これで。こんな状況に圧迫して。ここに出す分2,400万円も減って。

運営に際して、圧迫しているのは圧迫しているですよ。揉めて最終的にやったことで誰が喜んだのか僕には分からない。ただの自己満足でないですか。私はそう言わざるを得ない。

こういったところにもう少し立ち返って、次からどうするか、財源も踏まえて、やるのかどうするかを本気できちんと考えてください。

県民が喜ばなければ誰が喜ぶのか、こんなことは。私はそう思ってさせていただいて終わりにいたします。よろしくお願いします。

原徹臣副委員長

私からは、午前中に部長から報告がありました県が取り組んでおられるホテル誘致について、お伺いしたいと思います。

魅力ある宿泊施設の立地は、本県観光産業の持続的な発展において極めて重要な課題と思います。

昨年2月の定例会においても、私から宿泊施設の高付加価値化を進めるべきと質問させていただき、理事者からは小規模高単価施設向けの施設支援補助メニューを創設し、事業者の後押しを図りたいとの前向きな御答弁を頂いたところであります。

また先般、新聞報道等においても新たなホテルがオープンするとの記事を拝見しましたが、現在県内においてどのような建設の動きがあるのかお伺いしたいと思います。

尺長観光政策課受入環境整備室長

先ほど、新たなホテルの建設状況について御質問を頂きました。

現在、県内では多様なニーズに対応した宿泊施設の整備が進んでいるところでございます。

主な建設状況といたしましては、市内中心部におきましては、先ほど部長から御説明させていただきましたとおり、白水園が昨年3月より徳島市仲之町で建設を進めてきておりましたコージーコンフォーツホテルが来る8月8日に開業いたします。

当ホテルは県の宿泊施設投資促進事業補助金を活用した初のホテル事業として、事業費16億円に対し8,000万円の補助を決定し、仕様につきましては鉄筋10階建て、またシングル36室、ダブルツイン88室、スイート1室の合計125室、また地元雇用としまして約30名を予定しているところでございます。

次に、新町西地区市街地再開発組合で建設を進めておりますホテルノスタル徳島でございますけれども、今年の8月に開業を予定しておりまして、国や徳島市の補助金を活用しながら11階建てのホテル、シングル111室、ツイン38室、合計149室となる予定と聞いております。

また、徳島市一番町で有限会社サクシード様が建設の予定を進めておりますル・トレフル・ホテルというのがございます。こちらは今年12月の開業を目指して今、建設を進めております。主に長期滞在者のインバウンドですとか御家族、友人向けにキッチンや洗濯機を備えるアパートメントタイプのホテルということで、4人部屋が12室、6人部屋が8室、合計20室を予定していると聞いております。

また、多くの観光客の皆様が訪れておられます鳴門市におきましては、讃岐煉瓦株式会社様が鳴門市高島にグランピング施設12棟から成るグランプレミア鳴門ですとか、10名まで宿泊可能な一棟貸しのヴィラ、また9室から成るホテルを7月末の開業を目指して準備を進めていると聞いております。また、滞在そのものを楽しむ体験型ホテルということでございまして、地元食材ですとかウチノ海でのSUP、サイクリングなども楽しめる施設と聞いております。

これらの建設、開業に向けた動きが着実に進んでおりまして、今年度合計300室以上の客室が新たに稼働するという見込みになってございます。

#### 原徹臣副委員長

建設状況についてはよく分かりました。私の地元である鳴門市におきましても、新たなグランピング施設やホテルの進出が予定されていることは地域にとって大変明るい話題でございます。

宿泊キャパシティを拡大することは観光客の滞在時間の延長のみならず、雇用の創出や地域経済の活性化に直結するものと考えております。

そこで、今後の更なる展開に向けて、県として現在、どのようにホテルの誘致活動を進めているのかお伺いしておきます。

#### 尺長観光政策課受入環境整備室長

ホテル誘致の取組状況についての御質問を頂きました。

本県におきましては現在、マチ★アソビですとか阿波おどり等の大規模イベント時、また学会等、大型MICEの開催時に宿泊のキャパシティが不足しております。

また、国内外の富裕層が泊まる世界ブランドのラグジュアリーホテルの立地がないので、高単価の宿泊者層を取り逃している状況となっております。

このため、宿泊キャパシティの拡大ですとか高単価ホテルの誘致に向けて令和6年度、債務負担行為10億円をお認めいただき、例えば補助上限10億円の高単価型、また上限2億円の宿泊主体型、上限5,000万円の小規模高単価型、この三つの区分に応じた補助メニュー制度を創設いたしまして昨年度来、主要なホテル開発事業者、また運営オペレーター会社など約30社の事業者の方に対して営業活動、また来県いただく事業者様に対しては県内視察を実施してきたところでございます。

誘致活動におきましては、事業者の皆様から多く頂く意見として現在、建設コストが非常に上昇していることから、徳島への進出は採算面で非常に厳しいというお声ですとか、まずは観光需要をもっと高めることが重要であるというような厳しいお声も頂いているところです。一方で都会の喧騒から離れて、部屋から自然とか景観、サンセットやサンライズを楽しめる特徴あるロケーションですとか、人目に付かない癒しの立地場所に建設可

能性がある、また画一的な大型ホテルではなく部屋数が少ないけれども、例えば地域の文化や自然を深く体験できる付加価値の高い、スモールラグジュアリーのホテルなんかが徳島に合っているのではないかという御意見も頂いたり、ホテル建設の適地となる土地情報をもっと提供してほしいといったお声も頂いておりますことから、県といたしましては今後、こういった市場のニーズや要請に対応していくことが極めて重要と認識している次第でございます。

#### 原徹臣副委員長

現在の経済情勢下においては、建設資材の高騰や労務単価の高騰などの課題もあると思います。

誘致を成功に導くには、事業者のニーズに合致した魅力的な用地をタイムリーに、どのように提示できるか、スピード感を持って提示できるかが鍵を握ると考えております。

他県の事例を見ますと、広島県におけるヒルトン広島の誘致や、国の旧奈良監獄を活用したホテル開発、未利用の公有地や歴史的建造物を有効活用して誘致につなげている先進事例が多々見受けられております。

本県におきましても民有地の掘り起こしはもとより、県主導の下、国や市町村と緊密に連携していただいて、ホテルの候補地となり得る公有地データや情報の整理を改めて行うべきと考えますが、県のお考えをお伺いしたいと思います。

#### 尺長観光政策課受入環境整備室長

先ほど、市町村と連携しましてホテルの候補地となる公有地の調査を行うべきという御質問を頂きました。

先ほど御説明いただきましたとおり2020年には、例えば広島東警察署跡地に県有地を活用しましてヒルトン広島を開業されたり、法務省の所有する重要文化財である旧奈良監獄を民間のノウハウと資金を活用し、この度、星野リゾートが手掛けて今週25日に開業すると聞いております星のや奈良監獄の事例などは、公有地ですとか歴史的資源を最大限活用した先進的な誘致事例と認識しております。

こうした公有地の活用につきましては、ホテル誘致を戦略的に進める上ではベストとなる重要な情報でありますし、またホテル誘致に適した広大な土地が確保されている可能性も高いと考えられます。

このため県といたしましては、国や市町村等による実務者レベルのワーキングチームを立ち上げさせていただきまして、ホテルの用地として活用可能な県内候補地の洗い出しを進めるとともに、土地情報の収集、ワンストップ化に取り組み、デベロッパーの皆様のニーズに対して機動的に提供できる体制を整えてまいりたいと考えております。

#### 原徹臣副委員長

是非ともスピード感を持って、市町村等と連携して公有地の整備を進めていただきたいと思います。

また、飲食も旅の目的の一つであり、地元食材の活用や地元雇用は地域経済の活性化にもつながりますので、魅力的な飲食店等も宿泊施設と是非一体的に誘致できるよう、適地

となる土地や物件などの調査も併せてお願いしたいと思います。

私にできることは協力いたしますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。  
よろしくお願いします。

古野司委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

この際、申し上げます。

扶川議員から発言の申出がありました。委員外議員の発言については、議員一人当たり1日につき趣旨説明、答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされております。

まず、扶川議員から趣旨の説明をお願いいたします。

扶川敦議員

新ホールについてお伺いします。請願も出ていますので併せてお願いします。

古野司委員長

委員各位にお諮りいたします。

扶川議員の発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。

質疑をどうぞ。

扶川敦議員

最初に、私は委員外ですので採決に参加できませんが、請願に係ることについて意見を申し上げておきます。

今議会に展覧会主催者の方の一人から、協定が継続しているホール計画を含めて考える機会を設けるべきであるという請願が出ておりまして、この委員会にかけられるようです。

請願は共同企業体との基本協定が継続している前計画の図面や工期、工事費を公開するとか、前計画と現計画の工事費や工期などを開かれた場で比較、検討した上で、検討結果を基に県議会で具体的な案を決める。そこまで言うておられます。

これは言い換えれば、これまでも議論されてきましたが、一度立ち止まって考え直そうという提案を更に具体的に求めるものだとして理解しました。

しかし、それについては既に県議会で、今回の請願の紹介議員となられている各会派の議員さんたちが議会の場で主張され、継続費をめぐる採決の結果、既に賛成少数で否決されている提案です。

したがって、今回出されている請願は、一旦議決された内容をもう一回採択しようと求めているに等しい。

新たな決定的な論点があるなら、事情の変化があるなら別ですが、そうでもなく、しかも今、藍場浜を使う案が粛々と進んでいる時に、これを認めるようなことがあればそれこそ県議会の存在意義が問われると思います。

それに何よりも、藍場浜案に基づいてどのようなイメージのホールを造るか公募が始まっているんですから、時計を逆戻りさせるようなことをするのは、早くホールを実現してほしいという県民の声に明らかに反することになります。したがって、私は請願は不採択の意見であります。意見としてお聞きください。

ただ、この請願の中に、協定が継続していることを理由に両案の比較が必要だというようなニュアンスを感じ取れますので、この際、協定そのものについてお聞きいたします。

J Vに対する支払は午前中の答弁にありましたが、総額とその内訳についても、もう少し踏み込んで教えてください。

松本交流拠点戦略課長

ただいま扶川委員外議員より、J Vに対する支払につきまして御質問を頂きました。

J Vに対しては基本設計業務と実施設計業務といたしまして、まず第1期事業の基本設計業務として2億3,800万円、そして第2期事業の実施設計業務として5億8,229万8,000円、約8億2,000万円を設計事業としてお支払しております。

扶川敦議員

支払ったのは、第1期も第2期も協定に基づいて結ばれた契約に基づくものですね。これは第1期と第2期の設計業務だと思います。2期も完全に終わっているかどうかは分かりませんが、その3期で今度は工事が始まる予定だった。その契約は結ばれてないのではありませんか。

一方で、既に結ばれた契約に係る費用は全額きちんと支払われているのではありませんか。

松本交流拠点戦略課長

ただいま、J Vへの支払につきまして契約の御質問を頂きました。

旧文化センター跡地での整備計画につきましては実施設計業務まで完了しておりますが、その中で建築基準法等の関係法令に基づく諸手続を残した形で設計成果物を取りまとめておりますので、直ちに工事契約ができる段階にまでは至っておりません。

なお、J Vと締結した業務契約は全て完了しており、その支払につきましても、全て終わっているところでございます。

扶川敦議員

本来であれば前計画をそのまま進めるのであれば、実施設計に基づいて、今おっしゃったように手続をやった後で新たな契約を結ぶ必要があり、その前に価格交渉というものも行われるのではありませんか。

もし、それが合意に至らなかったら、その工事に係る契約は締結されないという可能性もあったのではありませんか。教えてください。

松本交流拠点戦略課長

協定の中では主に事業の進め方について取りまとめておりまして、例えば金額、また詳

細な条件などについて交渉した上で合意に至れば業務契約を締結するといったことを規定しております。

ただ、繰り返しになりますが、旧文化センター跡地での整備計画につきましては実施設計業務までは完了しておりますが、建築基準法等の関係法令に基づく諸手続を残した形で設計成果物を取りまとめているので、直ちに工事契約ができる段階までには至っていないところでございます。

扶川敦議員

この契約を進めるに当たって、協定では190億円余りでしたか、一定の上限を定めて工事契約をするはずでした。これを超えるようなことは協定の中で許されていなかったのではないですか。

松本交流拠点戦略課長

前提として繰り返させていただきますが、旧文化センター跡地での整備計画におきましては実施設計業務まで完了しておりますが、建築基準法の関係法令に基づく諸手続を残した形で設計成果物を取りまとめているため、直ちに工事契約ができる段階までには至っていない状況です。

なお、協定におきましては、協定に記載された工事費を超えてはならない旨を規定しておりまして、これを超える場合、契約に至らないものと考えております。

扶川敦議員

新しい計画のほうがフロアの面積も小さいし、小ホールも造らないわけですから、当然前の計画を今の価格に置き換えたのに比べて安く上がらないはずがありません。多少、地下の構造物の土台の問題がありますが、それは全体の規模と比較すれば、部分の問題だと私は思いますから、現在この193億円をベースにして契約を結ぶ条件はないわけです。

価格だけの問題ではない。これは県市協定を見直す時にも議論したことですが、知事が交代した。公約に基づいて大幅に見直すということを言って当選なさった。そのために藍場浜に移動するという決断をなさった。こういう大きな変更があって県市協定というものも見直されたわけですよ。

そうであれば、事業費が大きくなる計画を、前に協定が残っているからという理由だけで進められるわけがない。

協定自体に事業を中止するときの補償や違約金、準備費用の清算条項というのがありますか。

松本交流拠点戦略課長

協定の中で清算条項として直接的に読めるような条項はございません。

扶川敦議員

それでしたらいいよ既に締結された契約分は支払済みなんですから、ここで計画を見直すのではないかと、申し訳ないけどもやめようではないかということをお伝えしても、損

害賠償請求の対象にはならないのではないのでしょうか。

私はならないと思うんですが、県の見解を教えてください。

松本交流拠点戦略課長

ただいま、損害賠償のお話でございますが、JVと締結した業務契約は全て完了しており、その支払についても全て終わっております。

お互いに債権・債務の関係にはないものと認識しておりまして、現時点で具体的な損害賠償の話はございません。

扶川敦議員

結局のところ、優先交渉権者に選ばれて、その優先交渉権者と協定を結んだわけですが、それによって自動的に工事を受注することが保証されるわけではないんです。だから知事が代わって、事情が変わって、大きな変更をした。だから、これ以上契約は結べない、協定は解除してほしいという申出はしたんでしょう。

松本交流拠点戦略課長

ただいま、協定の解除につきまして御質問を頂きました。

協定の取扱いにつきましては県として前計画に戻る考えはなく、協定上の次の手続に進む予定もないことから、令和7年1月に全ての構成企業が参加する場を設け、計画見直しの経緯を説明した上で協定の規定に基づき解除の意向を伝え、相手方との協議を継続しているところでございます。

扶川敦議員

ではなぜ解除されないのか、私は不思議でたまりません。JVさんのほうは、どんな説明をされているんですか。

松本交流拠点戦略課長

協定の解除に関しましては、複数企業から成るJVでございますので、JV内での意見の取りまとめに時間を要しているとお聞きしております。

県としては前計画に戻る考えはなく、実態の伴わない取決めに存置しておくものではないと認識しておりますので、協定の解除に向けた対応を継続してまいりたいと考えております。

扶川敦議員

石上さんはどこかで、前の計画を御自分が作られたプランに基づいて話があったら協力するというようなことをおっしゃっているようですが、協定に基づいて進めている解除手続を拒んでも仕方ないんだと思うんですよ。石上さん自身もJVの一員ですよ、請願に書いてありますが。そのあたりを十分理解しておられないのではないのでしょうか。

そのところを中心的な当事者である石上さんに対しても、しっかり説明して丁寧に説得していく手続が必要だと思いますが、いかがですか。

松本交流拠点戦略課長

繰り返しになりますが、協定の解除に関しては複数企業から成る J Vでございますので、J V内での意見の取りまとめに時間を要しているとお聞きしております。

代表企業とも定期的に連絡を取り合っておりまして現状を把握するとともに、状況に応じて改めて説明を行う意向も伝えているところでございます。

扶川敦議員

ここで展示会のことは議論できないので少しだけコメントしますが、私は万代中央ふ頭の使用は公の施設、あそこは違いますから。公共施設ではありますけど。

あわぎんホールのように初めから一切制限なく利用できるものではなくて、港湾施設の目的外利用によって使用目的が定められておりまして、そこを外れるおそれがあれば使用させないような対応は可能だと考えています。それは必ずしも表現の自由に抵触しないとも考えております。

詳細はまちづくり・魅力向上対策特別委員会で委員外発言をまたお願いをするつもりですが、もしこの展示会の話が一つの理由になって今回の請願に結び付いているようでしたら、大本は今申し上げたこの協定の問題が横たわっていると思いますので、しっかりと説明していただくようお願いして終わります。

古野司委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります……

（「委員長、動議」と言う者あり）

仁木啓人委員

ただいま扶川議員から J Vの契約相手方の話等々がありました。相手方がどうなのかというところについて、こちら側はこの場所では県の意見しか聞けませんし、思い込みかどうなのか分からないような、事実かどうかも分からないような状況の相手方のコメント等々を判断基準にして、そういった形で審議が進んでいたり、真実が明らかになっていないということは、私はどうかと思っております。その後、契約の問題も出てきました。それは相手にも聞かなければ分からない、事実関係も確認しなければいけないというような状況がございますから、ここはやはり相手方を参考人として、委員会への招致を図るべきだと私は思っております。これは会派としても賛同すべきものでございますし、他会派におきましても御賛同いただけるのであればそのようにお取り扱いいただきたいと思います。

また、これはここでは展覧会の問題を聞けないと先ほど庄野委員からもありましたけれども、展覧会の問題を聞けない。でも通じるものがあって、議論の中では絶対に欠かせないような状況になっております、議論としても。

そういう状況で言えば、参考人を招致する際はいわゆる連合審査会として、所管委員会であります県土整備委員会とこの経済委員会とでしっかりと議論、また調査すべき事案だと思いますので、その点動議として上げさせていただきたいと思います。

古野司委員長

ただいま仁木委員から参考人招致の動議が提出されました。  
議事の都合により、休憩いたします。（14時27分）

古野司委員長

再開いたします。（14時30分）  
これより採決に入ります。  
お諮りいたします。

観光スポーツ文化部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、観光スポーツ文化部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第5号

次に、請願の審査を行います。

お手元の請願文書表を御覧ください。

請願第21号、徳島県立新ホール建設計画に関する請願を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

伊澤観光スポーツ文化部交流拠点整備担当部長

請願第21号、徳島県立新ホール建設計画に関する請願について現状を御説明させていただきます。

新ホール整備につきましては、令和5年11月定例会において、藍場浜公園西エリアを候補地とする考えをお示しし、議会での御論議を頂きながら、都度、関連予算を議会にお諮りし、これまで取組を進めてまいりました。

令和8年度当初予算におきましても、設計業務に係る予算をお認めいただき、現在実施中の公募型プロポーザルにおいて、7月27日には優先交渉権者を決定する予定となっております。

その後、優先交渉権者との契約を経て、令和10年4月までを履行期間として、基本設計・実施設計を行うこととしており、工期や工事費につきましては、今後、新たな事業者からの提案も踏まえ、設計業務を進める中で具体化していくこととしております。

また、旧文化センター跡地での前計画につきましては、関係法令の手続を残した形で令和5年度に実施設計を終えており、直ちに工事ができる段階にまで至っておらず、そのコストや工期は当時から更新されておられません。

なお、新ホール整備見直しのこれまでの経緯としまして、以前より、実施設計の概要版を県ホームページにおいて公開させていただいております。

また、前計画における J V との業務契約は全て完了しており、業務の進め方等を取り決めた基本協定につきましても、県として前計画に戻る考えはないことから、このまま存置しておくべきではないと認識しており、令和 7 年 1 月には J V の全構成企業に対し、見直しの経緯を説明した上で県側の解除の考えを伝え、協議を開始しております。現在、J V 側の代表企業を中心に、J V 内での意見の取りまとめを行っているところであります。

説明は以上となります。

#### 古野司委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

（「不採択」と言う者あり）

#### 仁木啓人委員

意見表明させていただきますが、県の意見としてありますけれども、先ほどの扶川議員の議論の中に決定的な問題があるのであればとおっしゃっておいりましたけれども、決定的な問題が続いているからこそこのような請願を出さなければならない、紹介議員にならないといけない事態が起こったわけです。

それは何かと言いましたら、基本協定がそのままの状態で藍場浜でやるということが進んでいたと。協定が残っていることを知っている県民の方は少ないですよ。この藍場浜でやるという方針になった時点でこの協定書はもう終わっているものだと、藍場浜を支持している県民の皆さんの意見も聞きました。そういう意見がありました。

だからこれは何でそう皆さんが思うかと言いましたら、婚姻関係にあった中で、その婚姻関係をそのままにして違うところと婚姻関係を結んだ、そういうことをしているというような状況と捉えられてもおかしくない。それは普通はあり得ないだろうという考え方で、その意見を言われた方は私に言ってきたわけです。

何が言いたいかと言いましたら、基本協定がまだ今の状態で生きているにもかかわらず藍場浜のほうに移っていつていることについて、我々議会、また個人的に一議員としては疑念を唱えてきたのにもかかわらず、そのままの状態で行っていったという部分について決定的な問題があるという観点から、この請願については採択すべきものであると我々の会派は考えておりますので、委員各位におかれましても御賛同いただきますようお願いいたします。

#### 寺井正邇委員

徳島県の新ホール建設計画に関する請願について採択の立場で発言させていただきます。

まず第 1 に、この度県によって中止させられた石上純也氏の展覧会では、公共建築の在り方や県との基本協定の残る J V との中身について広く県民に広報し、藍場浜案との比較をする、県民からすれば知る権利となる絶好の機会であるはずでした。そもそもこのホー

ルには多額の県費が投じられており、県民に広報する責務が県のみならず議会にもあるものと言えます。

また現在進められている藍場浜案について設計業者の選定まで進んでいますが、全国で相次ぐ公共建築工事の不落や価格高騰による見直しを鑑みますと、設計はできても建築工事は別物と捉えることもできます。

現在も残るJVとの基本協定は県立ホールを待ち望む県民にとって頼みの綱となる可能性を排除できないものと考え、本基本協定を請願のとおり継続するのは当然であります。

よって、本請願は採択でお願いいたします。

#### 近藤諭委員

私はこの請願に対して反対の立場で意見を述べさせていただきます。

県議会においてはこれまで新ホール整備についての議論を重ね、藍場浜公園西エリアでの整備に係る関連予算を議決してきました。

今回の請願の1につきましては、先ほど理事者から前計画における実施設計の概要についてホームページで公開していると説明があり、県としても県民の皆様に前計画の内容を御覧いただく機会を提供していると言えます。

2については、前計画のコストや工期は令和5年度時点のものであり、新たな計画と比較することは余り意味がないかもしれないと思われます。

3については、議会は新たな計画に係る予算措置を認めてきたことから、既に議決機関としての判断を行ってきたものでありますし、そもそも個別の行政執行を決定する機関ではなく建設場所及び採択する案を決定する立場にはありません。

4については、前計画のJVとの基本協定は新たな計画が進められていることから実態を伴わない取決めとなっており、既に解除に向けた協議が行われているとのことであります。県民の皆さんは一日でも早い新ホール整備を待ち望んでいると思いますので、引き続き迅速に対応してもらいたい。

以上のことから、本請願は不採択でお願いいたします。

#### 庄野昌彦委員

重なる部分もありますけれども、私はこの請願はきちんと採択すべきだろうということで意見させていただきます。

先ほどの委員会の質疑でも言いましたけれども、この熊谷、石上さんの共同企業体が基本協定に基づいて設計してきた部分については、十五、六億円、それからそれに関わってきた多くの方々の血と汗と涙の結晶があるんです。今インターネットに載せられていると言いましたけれども、全部は載っていません。この設計図面とかも3,000枚かな、あったりするんですが、県民の血税を使ってどのような計画だったのかということを県民が見たいと、県民のために知らせるということは我々の責務であると思います。

したがって、やはり透明性・公平性を確保するという意味からも採択として、きちんと一歩立ち止まって、当初県民が求めていた大ホール1,800席以上、小ホールを私は是非実現していただきたいと思います。

付け加えて言えば、今の藍場浜案は駐車場が約100台減ります。今でさえ郷土文化会館、

あわぎんホールで何かのイベントがあれば、開始の30分前に車で行ってももう満車で入れません。周りにいっぱい駐車場があるではないかと言ったって停めれないのです。この前イベントがあるときに行きましたけれども、もう満車で、東新町の地下駐車場までずっと回っていてそこに停めて歩いて行きました。

だから、そうした利便性を考えても、もう一度立ち返ってどっちを望むんだということをやったほうが後世のために良いのかなと私は思いますので、是非採択ということでお願いしたいと思います。

古野司委員長

それでは、御意見が分かれましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、採択とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立をお願いします。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

#### 【請願審査結果】

不採択とすべきもの（起立採決）

請願第21号

これをもって、観光スポーツ文化部関係の審査を終わります。

この際、申し上げます。

先ほどの仁木委員の動議については、仁木委員において御対応いただくということでしょうか。

（「結構です」と言う者あり）

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。

（「正・副委員長一任」と言う者あり）

（「請願について少数意見の留保をお願いします」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元の議事次第に記載の事件については閉会中に調査することとし、その旨議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって、経済委員会を閉会いたします。（14時43分）